

決算審査特別委員会
(一般・特別会計)

平成 21 年 10 月 29 日
〔第 2 日〕

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	見陣	泰幸
委員	坂口	久信
委員	下平	力人
委員	木下	繁義
委員	平古場	公子
委員	山口	嚴
委員	所賀	廣

以上8名

I N D E X

議案第 57 号 平成 20 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について	3
歳出：議会費、総務費	3
歳出：民生費、衛生費	21
歳出：労働費、農林水産費、商工費	37
歳出：土木費、消防費、教育費	51

午前9時30分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。昨日に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから審査に入ります。

議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

お諮りします。最初に歳出を審査し、その後に歳入を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、最初に歳出を審査し、その後に歳入を審査することに決定いたしました。

次に、審査の方法について十分な審議を尽くすために、款を二、三款区切って行いたいと思います。

歳出：議会費、総務費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは、はじめに歳出の議会費と総務費で、決算書61ページから90ページまで、行政実績報告書では35ページから40ページまでを審査いたします。関係課以外の方は、一応退席をお願いいたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○議会事務局長（寺田恵子君）

《 議会費の概要説明 》

○総務課長（岡 靖則君）、税務課長（江口 司君）、町民福祉課長（新宮善一郎君）

《 総務費の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手をもって発言を求めてください。
質疑の方ございませんか。

○見陣委員

決算書の62ページ、区分の9。旅費のところでは研究調査費とありますけど、ここで今までは事務方の旅費がちょっと町からのあれで予算を組んでいただきたいと思うんですけど、これについてはどうですかね。

○議会事務局長（寺田恵子君）

研究調査旅費につきましては、これは議員さん方の行政視察の打切旅費分でございます、職員の事務局の旅費につきましては普通旅費に入るかと思えますけれども、言われているのは随行旅費かと思えますけれども、これも財政とかもありますので、今後上司、財政のほうとも相談してみたいと思います。

以上です。

○見陣委員

そして例えば議員が視察へ行くときに、関係課あたりにこちらから要望とか、一緒に随行をお願いしたときあたりは、そこら辺も一緒に来てもらうように考えられないのか質問します。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

今の件につきましてはですね、各担当課においては、旅費はほとんど削減というような形で、そういった研修については削減してきております。それで、どうしてもこの事業、例えば職員の研修とか、これは絶対に必要というふうなものについては、総務課のほうと協議をして、財政課はもちろんですけれども総務課のほうに予算がありますので、そういったところを利用するような形での話し合いはしております。

○見陣委員

今後できたらそういう事務局長の随行をこちらをお願いしたいということがありますので、できれば予算のほうもお願いしたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

その辺についてはまた総務、財政含めて協議をしていきたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

議員研修の随行につきましてはですね、まず、議員さんたちが研修に行って、どこどこがどうだということで一般質問等でおっしゃった場合に、担当課が随行しとらん場合は全然わからんわけですね。どういう形状であったか等々ありますから、できるだけ現地の視察先によっては極力担当課、係長以上は随行するような、今度は新年度予算等で検討したいと思います。

○坂口委員

今の・・・についてですね、町長前向きに言われましたけれども、我々が研修に行く場合は、例えば町がどういう事業をやるかというようなことについて議員研修したりなんかする場合は、両委員会があるわけですね。そういうときどうしても議員だけで行って、今町長言われたようにやっぱり担当課か町長か副町長が来てもらわんとですね、非常に質問しても意味がわからんことになってくるわけですね。そういうとき、幾らかの予算あたりもですね、実際その太良町のためになると思えばですよ、やはりこの厳しい中にはありますけれどもやっぱり削減せんでですね、幾らかの予算は当初からつけてもらいたかですね。そして今まで事務局あたりは常時前はついて来よったですね。そのあと予算削減されて全くその議員の積み立てから連れて行くとか、そういう旅費あたりは縮小してですよ、そして議員の積み立てとあわせて連れて行くというような状況なわけですね。それが果たしていいのかどうかですよ。よそを見てみてもちゃんとその部分はやっぱりつけてあるわけですね。議員もやっぱり皆さんいろんな行く場合に、詳しい人ばかりおるわけじゃなかわけですね。そして相手との対応もあるもんですから、ぜひここはある程度の予算あたりをつけて、活性化、太良町の活性化のためでもありますからですよ、ぜひそうしていただきたいなと思います。財政課長、あなたもたまには削るばかりもありがたかたですけども、財政課長のここは腕の見せどころやっけんね。ひとつ幾らかでもよかけんさ、ぜひ担当として、やっぱりその総務なら総務と話し合いながら事務局も話し合いながら考えてもらえるか、ちょっと答弁をあなたのほうからしてもろうてよかかな。

○財政課長（大串君義君）

まあ、おっしゃることはよくわかります。それで、それぞれの考え方でいろいろ温度差もあるし、見方を変えれば行財政改革等の折の中に、そういう経費削減というのもありますし、どれを削減してどれを伸ばすと、そこら辺のバランスというかですね、その状況状況に応じて必要性があれば当然そういう大事な旅費等も研究研修——職員、議員さんに限らず職員についてもそういう職員もふえることもなく、分権で仕事もふえるということで、ある程度専門的な知識も身につけんばいかんということですね、それぞれの一人一人に対する仕事量というかふえてくる中でですね、議員さんともに職員についてもそういうことで、職員研修旅費についてはこれまでの削減一方じゃなくてですね、やはりその勉強をする機会をふやすということですね、町長ともそういう観点で検討していきたいなというふうに思っております。

○総務課長（岡 靖則君）

済みません、職員研修の担当のほうですので。先ほど財政課長が言ったように、必要な分については当然私たちも職員研修をさせなくてはいけないというのがありますので、やっぱり職員もスキルアップをしてもらわんといかんもんですから、そういうことで私たちも思っています。それで、先ほど町長とか副町長、財政課長も申しましたとおり、必要なものについては検証させていただきたい。それで、それについては予算を計上させていただきたいと思

います。

○坂口委員

前のことを言うたらいかんとぼってんですよ、前町長あたりは少々ね、どっから金は持ってきたか知らんぼってんが、こぞってそりゃ行きよらしたわけ。実際言うてね。現町長は非常に総務課長、財政課長が厳しいような状況——そりゃ厳しかとは厳しかってよかて、本人もちゃんとわきまえとらすけれども、やっぱりそういうトップとして、これはやっぱり必要ていうかな、今後の太良町の研修も含めてやっけんね。なられたばかりでもあるし、そういう部分についてはやはり見極めながらやっていくことがね、やっぱり太良町の発展にもつながるし、やっぱり議員研修にもつながると思うので。なるべく私のほうからあんまり言いとうなかつたとぼってんが、そういう状況の中で、やっぱり工夫しながら出すべきところは出していただきたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いします。

○副町長（永淵孝幸君）

今総務課長が申したようにですね、やっぱり職員も研修は必要です。ですから何でもかんでもじゃなくてですね、担当課でほとんど研修旅費は組んでおりません。行財政改革というようなことですね。しかしやはりその中でも、この研修はどうしても必要だということもやっぱりあるわけですよ。しかし、今までは予算がないからということで行かんやった。よその市町村は行っとったという事例もあります。ですからそういったときはですね、今総務課長が言いましたように総務課のほうで研修旅費を組んでいますので、極力そちらのほうを使ってですね、予算の範囲内では対応するようなことは今しております。ですから今後ですね、例えば総務常任委員さんとか経済建設常任委員さんとか、そういった方たちの研修のとき、どこの課でどういったことで行かれるのかわかりませんので担当課としてはなかなか組みにくい面もあろうかと思えます。ですから総務課のほうでそういったものは見込みでの一括して対応してもらおうような予算の組み方をしていけないかなということ考えてとります。そこら辺は委員さんからそういうふうなお声をいただきましたので、我々もそういった本当に勉強させてもらおうという意味ですね、一生懸命勉強をせにゃいかんという思いをします。今日はありがとうございました。

○木下委員

決算書の 62 ページですが、この議会費の支出済額が去年は 81,000 千円ですか、ことし 74,000 千円と。7,500 千円の差額になっております。それは、減額した内容が主であろうかと思えますが、それから 64 ページの備考のところの会議録のこの委託料ですね。前年からすれば 119 千円という減額になるわけですが、これも内容がいろいろあろうと思えます。この辺を事務局の説明を求めたいと思えます。

○議会事務局長（寺田恵子君）

決算書の 64 ページの委託料の件ですけども、これは会議録の反訳の委託料でございます、大きな減——理由といたしましては、時間数の減だという、これは定例会、臨時会の会

議録のものですけれども、時間数の減によるものだと思います。大体皆さんが前もって一生懸命勉強をなさってるおかげで議会もスムーズに済んでおりますので、そこら辺の勉強会とかの成果があらわれているものだと思います。19年度では44時間であったものが、20年度の決算につきましては38時間20分ということで、6時間強の時間短縮がされております。また単価につきましても年々こう入札をしておりますので減って、ここ二、三年は同じでございますけれども、今年度、21年度はまた1社入れまして3社で入札を行って、わずかではございますけれども削減もなされているというところです。

以上です。

○木下委員

今事務局の説明がなされたように、こういうふうにしてやはり一問一答というようなことで、お互いに言いたかふんじゃであんまり言わんようにお互い勉強していけばありがたいと思います。

次についてお願いします。80ページのほうですけれど、この町税等の収納嘱託員の報酬ですが、これを見る上にですね、基本額が58,500円とか、これは18年の4月からの本施行になってると思いますが、現年度の徴収額に対する100分の4と。過年度の徴収額に対する100分の6というようなことで、19年度は1,374千円のそういう報酬ですか、20年度は2,041,325円というふうになつる状況でございますが、この過年度分、現年度分はやって、過年度分はやらんというような状況が非常に多いんじゃないかなろうかと思いますが、この辺について担当の説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（江口 司君）

過年度分の6パーセントと現年度分の4パーセントのそもそもの考え方はですね、過年度については徴収が非常に困難だと。というのが、滞納者のほとんどが今現在は生活困窮者ですね、20年度については麻生総理じゃないですけど100年に一度の経済危機だというふうなことでですね、ここ10年ほどは生活困窮者がかなりふえてきたと。それから当初ですね、これは平成16年の1月から始めたわけですけども、平成17年度は先ほど木下委員が言うごと、徴収報酬は1,374千円ぐらいだったんですよ。というのは、始めてから17年度というのが1年目でですね、半年を単位として徴収報酬というのをやっていた関係でそういうことになるわけですけども、徐々にですけども、うちの徴収員もそれぞれ滞納者との意思疎通といいますか、何回でも相対するもんですから、徴収のコツ、勤務場所ですね、そういうのがわかってきてですね、当初報酬を各市町の状況を見れば月平均大体200千円程度よそは支払っているわけですね。それでやっとなん年目ですか、5年目ぐらいになって報酬を2,041千円ということで月十何万ですか、180千円ぐらいになつてですかね、ということで、徴収税額の平成17年度は15,000千円だったのが平成20年度については30,335千円ということで、徴収の金額が上がったと。それともう一つはですね、各部落のそういう納税意識といいますか、そういうものがこれはもう10年以上前になるわけですけども、その時の完納率というのはかな

り高かったわけですが、最近では完納奨励金等も 254 組合のうち 213 組合が完納奨励金だということで、組織率としては 83.8 パーセントぐらいで段々低下傾向にあるということですね、過年度分 6 パーセント、現年度分の 4 パーセントについてはですね、非常に過年度分については徴収が難しいと。それから現年度分の 4 パーセントについてはとにかく現年度分の徴収率を上げてですね、過年度への滞納繰越がないように現年度分も力を入れていくと。納期到来の分については極力回れというふうなことでですね、平成 20 年度でいえば現年度分については 24,039 千円という徴収でですね、過年度分については 6,295 千円の徴収ということで、極力現年度分の滞納をなくしていくと。そういう方向でやっております。

以上です。

○木下委員

そしたらね、現年度分を納めて過年度分が残っていくといったような傾向も見えるわけですが、その辺の現年度分の支払いのときは過年度分に回すと、前の滞納分に回すというようなことは考えられんとですか。

○税務課長（江口 司君）

過年度分については御存知のとおり、5年すればもう時効になるわけですね。ところが過年度分についての差し押さえ等々についてはですね、例えば最初は物件を差し押さえすれば時効中断になって不納欠損できんわけですよ。永遠に滞納として残ってくるということでですね、徴収率が例えば県下の平均が九十二、三パーセントなんですよ、2パーセントぐらいかな。徴収率がずっと下がれば市町村で手当てをなさいと。徴収の向上を図るための手立てをなさいとということで、徴収員をとったのは、当初平成 16 年あたりから始めたわけですが、徴収で県下でも平均値よりも下がった町については県から指導をされるわけですよ。徴収員が一人ないば二人にふやせとかですね。それから差し押さえ等々についてもやりなさいと。平成 20 年度で滞納整理機構というのができまして、武雄——佐賀県でできたわけですが、昔の武雄・藤津管内については平成 20 年度は太良と武雄が入っとらんわけですよ。21 年度からは太良も武雄も一緒に入るよということになっとるわけですが、そういうふうにしてですね、いろいろこう佐賀県も当初は滞納整理機構もつくらんといいよったわけですが、時の流れがあつてですね、20 年度から県でも滞納整理機構ができて、太良町も滞納整理機構に職員をやるというふうな話も聞いとりますから、そういうふうにしてですね、過年度についてはなかなか各市町も困ってるように、難しい面があるということなのでございます。

○木下委員

5 年間で時効というようなことで、ことしのこの不納欠損状況を見まして、去年は 2,160 千円と。ことしは 1,605 千円というようにして、大分努力をされているというふうな感じを受けるわけですが、やっぱり現年度分としたら、やっぱり繰越分が大きいわけですね。そこで、5 年が時効というようなことでございますが、やっぱり年に例えば月に 100 円

でも取っておいたら時効にならなくて思うわけですよ。全く5年間納めていただかない場合は時効にも該当するじゃろうと。それからまた時効にもこの取得時効とか消滅時効ということがありますが、これは恐らく消滅時効になるんじゃないかならうかと思えます。その辺について答弁を求めたいと思えます。

○税務課長（江口 司君）

消滅時効については結局現年度——例えば20年度で課税したばってんが財産が無いとですね、財産調査等もやれば、とても生活困窮とか財産が無いとかいう状況で、不納欠損しなきゃならんと。純然たる不納欠損じゃないわけですね。5年経ったから不能欠損するということじゃないと。それからもう一点は、100円取れば時効にならんやつかという話なんですけども、現実に例えば10千円でもよかとばってんが、10千円のうち100円もろうたけんがずっと永久的に結局時効にならんかといえそうじゃなくてですね、本人が結局10千円のうち100円納めたけんがあと9,900円残っとなりますよという、あと残が幾ら残っとなるかという認識がなかったら時効になるわけですよ。というのが、分納誓約なりしてですよ、その分納誓約が履行されなかったときは差し押さえをしなさいと。それから結局収入が例えば1,000千円で滞納金が1,000千円とすれば、その年間のうち、とても払えるという根拠はなかわけですよ、極端に言えば。1年間そういう分納誓約等やって払える根拠が無かったら差し押さえをしなさいと法令上はなってるわけですよ。ところがとてもそういう差し押さえる物件が無いとかですね、押さえても要するに現金に換価できんわけですよ。これは木下委員さんも農業委員会におられてわかるわけですけども、農地等は特に最近売れんわけですよ。そういうことですね、100円取った200円取った千円取ったというのがですね、ちょっと簡単にいえばそれが時効消滅じゃなく、時効にならんという考えはうちではするなど。結局分納誓約か差し押さえかしかないわけですけども、なかなか差し押さえというのが、いわゆる差し押さえしたばってん換価できんときは結局滞納として永遠に残るけんが徴収率は下がっていくというジレンマがあって、滞納整理機構が佐賀県でできたというのは、そういうところを全面的に解決していこうという目的のためにできたわけですけども。そういうことですね、そういう差し押さえ等々についてもゆっくり勉強していこうと。来年にうち出すわけですからね。

以上です。

○山口委員

ちょっと同じ80ページですけども、滞納組合奨励金ですね。前年度より約800千円ぐらい支出が下がってると思うんですけども。そしたら滞納整理機構に加入した場合、この滞納組合がやっている奨励金、それは来年もこのままのパーセントで奨励をするのか、機構に入った場合幾らか経費がかかると思うわけですよ。そうした場合、そういう経費を引いて奨励金を払うのか。その辺の考えとかはまだまとまらなくてことですか。

○税務課長（江口 司君）

納税奨励金は滞納整理機構とは切り離して考えているところでございまして、奨励金の率もこれは当初というかずっと以前から3.3パーセントだったのが20年度については2.3、それから来年度については2パーセント。段々率を下げとるわけですよ。それでいいですか。

○山口委員

ずっと下がっているということわかりました。

そしたら今現に何組合あって、どのくらいが完納しているのか。

○税務課長（江口 司君）

平成20年度からいけばですね、254組合のうち213組合が完納しているということで、組織率が83.8パーセント。それから前年度が256組合のうち224ということで87.5パーセントですね。そういうことになっとなります。

以上です。

○坂口委員

80ページにまず木下委員の質問に関連してですけれども。例えば前年度残って今年度は取りよるわけですね。それは幾らかでも取れよると。それなら前のその残った分の5年間で、これは時効になるのかならんのかですよ。例えば四、五年あって、あとはずっと取れていきよると。少しでもですよ。取れていきよるとき、前の分は時効になるのかならんのか。それを教えてもらいたい。5年経ったときですよ。そっちはいっちょん払っとらんとかですよ。新年度はどんどん少しでも払っていきよると。ここの分の5年間でいうとはどがんなっとか。考え方として。

○税務課長（江口 司君）

坂口委員おしゃることは、現年度は払って、過年度分はたまっとるばってん、その過年度分の滞納の整理はどがんしとっとかと。

○坂口委員

どぎゃんしとっとかも含めてね。例えば5年間それがね、5年以上、例えば5年でも10年でもよかたいね。そっちのほうはそがんなっとなると。あいどん現年度分から今少しずつ徴収ができると。徴収員があったかどうか別としてね。徴収は取れてきよると。その前の部分は全く払らっとなっとなったところの部分については、例えば5年以上で時効が成立するわけでしょう。そいけんその部分はどがんすっとかと。一人の人間ですよ。

○税務課長（江口 司君）

一応基本的な考え方はですね、滞納分をもらってこいと言うわけですね。基本的には。時効になる前になるべく過年度分はもらってこいと。ただ、預金調査や財産調査をすればですね、なかなか整理が困難だというのが今のこの分だと。そういうことです。

○坂口委員

そいけんそれがね、今言いよることがわからんかな。それがそいけんね、わかるとよ、いわんとすることは。もろうてこいてね。あいどん、それが上の部分の5年以上なった分な時

効になるのかならんのかで聞きよるとばい。時効にならんならならん、なるならなる。

○税務課長（江口 司君）

5年以上過ぎた分については不納欠損すると。時効になるということで処理をしてると思います。

○坂口委員

まあわかりました。そんならもう前の部分についてはなるべくなら取ってはこいて言いよるばってんが、やらっさんときには最終的には時効になるということですね。

もう一点。徴収員さんが非常に努力してもろうて、その結果はその新年度について徴収率が良くなったということは非常によかことではあるけれども、例えばこれがなんていうかな、努力された結果がどんどん自分のあいも上がってきたことは悪かことじゃなかですよ。しかし、もう徴収員が来らすけんが、もうこの人にやっていっちょこうという考え方が町民の中に植えつけてくっぎとね、果たしてその一般の職員でもですよ、今そこんにき勤めとつとでも、大学出て四、五年経って十二、三万しかもらいよらん状況の中でね、果たして徴収員自体の最初入れた目的がどういう考え方で入れたのかね。その辺の部分についてはどがん今後考えていくとかな。

○税務課長（江口 司君）

当初はやはり委員おっしゃるとおりですね、関係市町をずっと調べたところ、平均 200 千円ぐらいで報酬を支払っているわけです。ところがうちは 20 年度現在で 2,040 千円でいうことで 200 千円にはいかんですよね。まあ 200 千円近くにはなったわけですけども。結局一つは 200 千円を目途としとったわけですから、当初からすればベタ並になったと。徴収に対するコツがわかってきたと。ただ一方で、委員御指摘のようにですね、徴収率が上がれば上がるほど納税者の意識としては「どうせもうもらいや来るやろ」という意識は当初から先進地あたりもそういう話があって、じゃあやめるのかと。徴収員をやめるのかといえ、今まで培ってきたものがですね、なしかて言えば、行かんぎなかなか今どっちかといえ銀行に行たておろしてもらうとば待ったようにして徴収をしているというのが現実なんですよね。結局その納税者が払うまで直接ついて回らんと徴収できんという現実があるんですよね。ただ持って行きんしゃい、持って行きんしゃいではとても徴収はできんわけですよ。それで約束の日、もうこれはうち毎日約束しとったばってん 1 週間もなし、2 週間もなしというのがざらでですね。その約束を取り付けて約束違反じゃないかというのを論しながら徴収しているのが実態ですね、まあそういう実態でございますから、継続をしていくべきだというふうにごえとります。

○坂口委員

もうその今の状況の中で、中身はある程度わかるわけですね。そんない、例えば目標が 200 千円ぐらいやったけん町はちょうどよかと。まあ考え方はそれはそれで。例えばこれはこがんことはありえんことばってんが、そんなら 300 千円、400 千円にこの人がなったとき

はどう考えるとかて。そいけん歯止めなら歯止めがあるのかないのか。例えばこの目標が 250 千円を上限とするのか。今は 200 千円でね、よそと比べてまあ 200 千円やっけんまあまあよかろうと。我々も実際言うて、一生懸命努力してもらいよつとは十分わかつとばってん、そこが例えばぼんぼんぼんぼん上がっていくような状況になればね、景気が良くなったりしてやっぱりいろんなね、例えば親戚がおり、何がおり、例えばの話ばしよつとやっけんね、おったりなんかすつきとね、ああもうあの人の勤めとるけんそれ加勢しゅうかじゃなかいどんね、そういう風潮にもならんとも限らんとやっけん、世の中やっけんね。そぎゃんしたとき、あなたたちの 200 千円というところに幸い今おるけんよかばってんが、それが 300 千円になつたりなんかするてなつてくるぎとね、やっぱりいろんな問題が出てくるとじゃなかなて考えるけん、やっぱりその辺の考え方はどぎゃん考えとると。

○税務課長（江口 司君）

委員御指摘のとおりですね、その平均 200 千円超えればですね、それはもう過年度なり現年度のパーセンテージを落としながら平均 200 千円近くになるようなことを当然やっていくべきだと。そういうふうにご考慮とります。

○下平委員

今の徴収吏員、これを置くという目的がまずその時効防止対策ですね、これが一番であったらうというふうを感じるわけですね。それがやはり平行しながら徴収をしていただいとるということ事態問題はございませぬけれどもですね、極力過年度分を減らしていくというのが当初の狙いでもありますから、そこに重点を置いてもらってやっていかんと、ただ金額だけのあいですね、結論的にいいますと、それでは目的達成にならんとするわけですよ。ですからそこはひとつ、そういうことをお願いをしたいと思ひます。

それと財政課長、ちょっとお尋ねですが、この基金。基金はもちろん目的として積み立てをされておるといふことは重々わかるわけでございませぬけれども、この目的が短的に無い場合、全くここ何年か預けっぱなしで活用してないといふものですね。ですからそれを減らせといふことではないんですが、もっとどうしても足りないといふところに流用できないのかどうか。その辺をお尋ねします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

基金につきましては、行財政改革プランを作成する前はですね、一番ピークで六十二、三億かあったとですかね。それが段々行財政改革前では 400,000 千円切るような形で、それじゃちょっとこう心もとないといふことで、行財政改革プランの中で、基金を幾らかでも回復しよう。それと、起債については減らしていこうという方針で今まで来たわけですが、当初もくろんでいたその行財政改革プランの中でですね、やはり基金の取り崩しは今後もしないかんばいかんといふことで考えはしていたわけですが、結果的に国の一大計画の中で、交付税が相当減っていくといふことで当初見込んでプランをつくって、しかし、い

ぎ蓋を開ければですね、太良町の交付税についてはそこまで減っていかないと。逆に地方重視ということで幾らかずっとふえてきたという状況もございましてですね、基金取り崩しについては幸いにして思った以上に取り崩しをしなくて結果的にはよかったということで現在に至っているところでもございますけども、それぞれの目的基金でございますので、その目的に合致したものでなければ取り崩しもできません。しかし、一つちょっと考えてるのはですね、土地改良事業基金が広域農道も今年度で終わるといふことと、土地改良事業の元利償還も既に済んでいるというようなこともございますので、この基金について今後必要かどうか検証してですね、この分について今後の事業がある基金に統合したらどうかなということを考えていますけれども、結果的に今までは取り崩しをしなくてよかったということで、ここまで基金が回復したというようなことでもございます。

○下平委員

今説明があったわけでもございますけれども、やはりもうこれから目的達成という分野、そしてまたさらに緊急課題としてこれを使う必要がないなという分については、ある程度こういう状況の中ですから、やっぱり活気を生むためにそういうところに回せるような見直しですね、これをぜひその430,000千円余りあるわけですからけれども、非常に苦勞されて積み上がってきた金ではありましようけれどもですね、さらにこれを活用しながら、太良町の活性化ということにやはりつなげていただきたいなということ。今の金利というのは利率が非常に安うございますからですね。ですからもっともっと相乗効果の出る方向でですね、できる範囲でやっていただきたいなと思いますけれども。町長そこら辺についてはどうお考えですか。

○町長（岩島正昭君）

確かにその目的基金ということで従来から積み立ててきて、何とか今430,000千円ぐらいに戻したわけでもございますけれどもね。これから先はこういうふうな不景気の中で、まず基金をいかにして景気対策に充てるかということもぼちぼち考えにやいかんじやろうと思っております。土地改良事業基金については私は今は申し上げられませんが、ほかに私の頭の中に描いとるとがあるわけですよ。こういうことをしたいというのが。だからその旨になった場合は公表しますけれども。そういうふうなことで、何とか預金をある程度は基金をまあ貸付のほうに回される部分は回してね、無利子等で皆さんたちには貸し付けて、そしてそれを回転させる方法も一つの解決策じゃないかとは思っています。これは今後の検討課題で、皆さんたちとまた協議しながらですね、財政課長ともども打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。

○山口委員

実績表の36ページ、企画財政管理費の中のケーブルテレビですけど。これ施設整備等で入ってます山根地区ほかということですが、これを何軒加入が新しくなったのか。それと今現在の加入戸数。それと、前年度とこの加入者の流れ。3年間ぐらいわかったらちょっと報告をお願いします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

36 ページのケーブルテレビの施設移設整備事業の移設工事ほかの 492 千円ですけれども。これについては、九電あるいはN T Tの電柱の仮設の分の移転工事の 5 ヶ所の移設工事の分でございます。維持管理上の分でございます。

それとケーブルテレビの普及率でございますけれども、ことしの 9 月 30 日現在の最新の加入率が 61.6 パーセントでございます。それで、最近ここ数年の推移でございますけれども、21 年の 3 月 31 日では 1,879 戸の加入でしたけれども、6 ヶ月後の 9 月 30 日には 1,902 というところで、約 9 ヶ月後で 28 軒の増でございます。年度別にいきますと、一番最初に平成 15 年当初平坦部だけの開始でありますけれども、15 年の 7 月の時点で 41.25。今現在 61.57 というふうに増加しております。戸数で 800 軒ぐらい増加をしております。

以上です。

○山口委員

まあ、ずっとふえてるということで、私今質問したのは、もしかしたらこういう経済状況の中でですね、やっぱり金銭面含めてひょっとしたら減ってるんじゃないかと思って質問したわけですけれども。しかしやっぱり思うのは、このくらいで満足というか、最低 70 から乗せたほうが、このケーブルテレビですね、このこういうふうに過疎化というか山間部あたりもなかなかないですね、情報というとも大分発信できる。そしてまた加入率が上がった場合は、また藤津ケーブルさんのほうも内容のほうも充実して放映してくれるんじゃないかと思うわけですけれども。どうですかね、もう少しどういう方法かとしてですね、加入の推進というのを力強く押していく方法とか何とか策があったらお聞きしたいんですけど。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

加入率の目標といたしますか、多ければ多いほどいいわけですけれども、実に今 60 パーセント台ですけれども、じゃあ果たして何パーセントぐらいが、先ほど言われた 70 パーセントぐらいというお話がありますけれども、数字的に何十パーセントを目標にしたらいいいのか、なかなか難しいものがあります。それでですね、そもそもケーブルテレビが難視聴対策ということで事業が始められた経緯でいいですか、それが大きな目的であったというふうに考えとります。それで実際、最初平坦部を施設整備して、そのあと辺地の対策利用、また町単等で山間部あたりを随時整備を進めてきたわけでございますけれども、現実的に平坦部と山間部の加入率の比較をしてみました。平坦部は最初 14 年度に事業した分については、今現在 58.6 パーセントの加入率でございますけれども、それで山間部については 83.6 パーセントということで、これから数字を見てみましても、ケーブルテレビについては難視聴対策の事業であったということは数字の面でも明らかであろうなというふうに私考えとります。今後平坦部についてですね、あと 1,127 戸未加入の世帯がございます。山間部についてはあと 60 戸しかございません。それで、平坦部の加入率を上げることが全体の加入率を上げることにつなが

ると思います。平坦部については難視聴という地域は少のうございますので、ケーブルテレビがテレビを他チャンネルで見れるというだけの魅力だけではなくてですね、もっと住民の皆さんが見ておもしろいとか興味があるというような番組作りをぜひケーブルテレビさんがやっていただきたいというふうに願うのが一番であろうと。町としてはいろんな町の情報等をですね、太良の単独の情報を少しでも多く流して、住民の皆さんの興味を引くような情報を少しでも流して、手段をつくっていただくことが加入率が上昇していくことだろうと思いますし、そういうことでケーブルテレビさんも経営もまた順調に推移をされてですね、ますますいい番組がつくれるかなということはお願いはしておる次第でございます。

○山口委員

ということですね、前課長のときも言ったんですけども、年に一回、町も出資してるといことで、株主総会という総会があるわけですね。それで、前の課長は確か出てないような返事だったと思うんですけど、前百武町長は大概来ていたんですよ。そして町民の代表の声ということで、こういう作り方はどうかこういう作り方はどうかといろいろ提案して、それがかなったかどうかはわかりませんが。だからなるべくやっぱり今言う内容の濃い、そして町民に近い放映をしてもらったら、もちろん加入率はぐっと上がるんですが。やっぱりその向こうの会社の努力あたりですね、はっきり言ったらそういう機会、ぜひ各市町村とか町外の方もそれにももちろん参加していますから、そこに出席、まあ課長が時間がとれないなら代理で係長でもいいと思うわけですけど、せっかくだからその場に行ってやはりお願いしたほうが確実に声も通るのかなとこう思いますけど。そういうふうにひとつお願いしたいと思いますけど。

○企画商工課長（桑原達彦君）

委員御指摘のとおりですね、藤津ケーブル株式会社の総会を過去3ヶ年欠席をしております。欠席している理由につきましては、正直申し上げまして、7月25日、26日、28日と3ヶ年ですね、夏まつりの日にちと全く一緒の日になつとりましてですね、それでどうしても出席ができてないということが現実でございます。あとその藤津ケーブルに対する町の意見等についてはですね、社長も町をたまに訪問をされますしですね、いろんな何かあったら電話一本でも要望等を直接社長にでもいいからしてくれということで、私も何度となくお話を伺いましたので、町長のほうにもいろんな機会を設けて訪問されておりますので、そこで町の番組作りについてはどんどんどんどん意見を言っていきたいと思います。

○坂口委員

総務にちょっと関連してお尋ねしますけど。この前政権の折には緊急雇用対策というようなことで、例えば市町村の事務職員等についても雇われたりなんか町がどうしてるかちょっとわからんとですけど、そこについて今政権が変わってからそれを打ち切るというような新聞報道がなされておるとですけど、この辺についてはどぎゃん考えとるのか。そしてほかにいろんな例えば雇用関係、町でも一緒ですけども、いろんな例えば観光協会もしかり、い

ろんな部分で臨時雇用をしたりなんかしとる部分についての考え方。どがん今後なっていくのか。わかっとれば教えてもらえばなと思います。

○企画商工課長（桑原達彦君）

緊急雇用対策等については企画商工課の担当でございますのでお答えをいたします。

委員御心配の政権が変わってですね、雇用対策等についての補助金等の交付金ですけど、打ち切り等がないかという御質問ですけれども、雇用等に関する部分については打ち切りしないと、一切このまま行くという基本的な方向性はいただいとります。それに先週やったですかね、緊急雇用とふるさと雇用の両方についての運用の見直しということで、原則論の更新、1回更新とか2回更新とかいうあいまいな部分で、これは次年度の話で、あくまでも単年度単年度の話ですよということで今まで国から御説明をいただいておりますけれども、先週国から情報が県を通じて流れてまいりまして、1回の更新については弾力的にできるような形で今制度が整いつつあると。具体的なQ&Aを近々に市町村に流すということで、逆に弾力的に運用ができる形で進められているという情報は聞いております。

○坂口委員

それならそっちのほうはありがたかことでね、どうにかさっきの不安を解消してもらいよつとばってんが、さっき言った町の事務職員については雇用しとるかしとらんかわからんとすけれども、その分については雇用しとるなら雇用しとる、その部分についてはどがんなつとるとかなと。ちょっと新聞を見よつたぎと、事務職の臨時雇用については打ち切るといような新聞をちょろつと見たと思うとばってんが、その辺についてはどがん考えだったかな。

○企画商工課長（桑原達彦君）

委託事業と直で役所で雇う分が、直で雇う分だと思っておりますけれども、その分についても打ち切るとかじゃなくて、その分についても更新を弾力化するというで一応連絡は来ております。具体的な分については近々詳細は国のほうから示されるということで、県はそういう基本的な方針を市町村に国から通じた情報を県からいただいている状況です。

○所賀委員

先ほどのケーブルテレビに関してのことなんですけれども。ここ藤津ケーブルさんとタイアップですが、地上デジタル放送関係で藤津ケーブルさんと連携したようなPRといたしますか、町民に対するPRといたしますか、そういったのは考えておられますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

地上デジタル放送についてはですね、今国を挙げて2011年の7月までということで、いろんな対策がねられとります。それで、つい最近ですね、県と市町村とあと電気事業所組合ですかね、そういう方を含めて組織をつくってですね、各市町村の地デジの受信状況の把握をするための地図を各市町村つくっていこうということでそういう作業が始まっておりますし、各市町村で説明会を開くということで、来年の1月やったですかね、多良地区と大浦地区で

説明会を開くという予定もやっとります。それであと太良町の地デジの難視地域があるのかということですが、これは詳細な調査は今から始まるわけですが、大体何ヶ所か想定を国は立ててるようで、太良町にも何ヶ所かあるということで、そういうところは個別に調査の対象としてやっていくということでございます。そしてどうしても入らない部分についてはですね、佐賀県全体の方針として、ケーブルテレビを活用してやりたいと。ケーブルテレビの加入料については、国で補助金の制度を今作成しているということで・・・とります。

○所賀委員

ちょうどよか返事の戻ってきたと思うんですけど。先ほどの答弁の中で、平坦部約千ちょっとぐらいの未加入者があるということですね。別に地上配合アンテナで受信できないわけじゃないでしょうけど、この地デジ放送の開始と同時にケーブルテレビ加入というのが一つのポイントになるとやなかかなて思うわけです。そうなったときには、やっぱり藤津ケーブルさんあたりと共同でわかりやすいパンフレットなりつくって早めに対応する、ブースターを付けばこうなるですよとか。アンテナがちょこっとずればもう見られんですよとかという町民がわかりやすいようなパンフレットをつくって、1軒でも多く加入していただくような方法を早めにとることが必要じゃないかなて思うんですよ。地デジ放送にのっかって。その辺を課長どう考えますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

地デジ対策は、ケーブルテレビさんにとっては絶好のお客さんの獲得のチャンスだなということで、認可事業者としては当然そういうことも考えていらっしゃると思います。それで、町といたしましてもそういう機会をとらえて、藤津ケーブルさんが当然考えられると思ってますので、そういうことも協議してですね、そういう方向で話をしてみたいと思っています。

○所賀委員

来年の1月にヒアリングみたいなのが開かれるでしょうから、ぜひそのときは、町の執行部側としても先頭を切って町民の皆さんに加入促進ていうのをよく促していただきたいというふうに思います。

○企画商工課長（桑原達彦君）

説明会等については内容等まだ完全に決まってませんので、そういうことを含めてぜひ検討していきたいと思います。

以上でございます。

○平古場委員

決算書の76ページの交通安全指導員報酬1,314千円とありますけれども、これは多良に何人、大浦に何人おられるか、わかったら教えてください。

○総務課長（岡 靖則君）

大浦9名、多良9名、18名です。

○平古場委員

そしたらですね、交通安全協会費とか1年につなぎにきいしゃっですもんね。かなりの金額と聞いとつとですけど。それは関係——この指導員さんが持っておられるということなんですけど。

○総務課長（岡 靖則君）

交通安全協会については交通安全指導員とは全く別ので、それぞれ今大浦地区しかありませんけども、前は多良地区もありました。それぞれの団体で任意の団体であって、上部団体があつてですね、鹿島地区の交通安全協会があつて、その下部組織の団体であります。今ちょっと多良のほうでは休止状態ですけれども、大浦については活動をされてます。この前も冷茶サービスをされておりましたけれども、そういう運動に結果的には各世帯に大浦地区なら大浦地区で500円だったと思いますけれども、各世帯から500円ずつもらってその活動の運営資金にされてるみたいです。状況等については・・・。

○平古場委員

これはもう絶対かけんでよかて言うて、かけん人はかけん、かける人はかけるということで、えらいもめよつとですけど。私に聞きに来んしゃつとですけど、町とは全く関係ないということですね。

○総務課長（岡 靖則君）

それは町とは関係ありませんけれども、交通安全を進めるための母体でありますので、そりゃ全く関係ないことはないでしょうけど、まあ協力関係にあるということでしょう。会費についてはそれぞれの団体が任意で集められて、こういう趣旨でやってますよと説明はされてると思はしますけども、十分な説明がいつてないかと思はしますので、それについては関係団体のほうにこちらのほうからも願ひはします。やっぱり収支の報告をせんと、なかなか理解は出てこないということですので、先だつての冷茶サービスの時もそういうふうに言つとりますので、できるだけまあ団体でそういうふうにされる場合は、説明をして徴収するなりしてくださいと願ひはしております。

○平古場委員

年齢は平均でどれくらい。

○総務課長（岡 靖則君）

交通指導員さんの年齢ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）交通指導員さんの平均年齢66歳。（「でしよ」と呼ぶ者あり）年齢が高い方もいらっしゃいますので、来年が任期ですので改選ということで、皆さん方については今度のときに大部分の方が高年齢の方については交代をされるということで話は聞いてます。

○木下委員

決算書の76ページお願いします。この歩行者安全照明灯整備事業ということでここに挙がっておりますが、まあこれに関連して、町で管理されているこの防犯灯というものは何基で

ありますか。そしてまた金額的にはどのくらいか。その辺をお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

防犯灯については竹崎地区に行く県道の分とですね、それと町で管理しているのは1基しかありません。

○木下委員

県道の竹崎線の。それで大体幾らぐらい年にかかっとなつてますか。

○総務課長（岡 靖則君）

竹崎のとはちょっと私もわかりませんので、担当課が企画商工課なので。あとのところは月に200幾らです。ちっちゃな防犯灯です。

○木下委員

各地区で区から防犯灯の要望でお願いされて、町で設置の補助は出されていると思うですね。そしてあとの管理は区で電気料等はみよると思うわけですよ。そこでいろいろ犯罪等多発の傾向にあるような今日ですが、やっぱり必要なところ、区ばかりじゃなくて、やっぱり公共的に防犯灯が必要というような公園とか、そういったところの設置あたりの考えはいかがですか。

○総務課長（岡 靖則君）

まず区のとから言いますけども、まあ今ちょっと私も数字的にははっきり覚えてませんが、約太良地区で500あります。防犯灯は。各地区に大体。それぞれの区が管理をされて、幾らかですけれども電気料の補助とかですね、それとか新設をされる場合については防犯協会から補助はしますけれども、その防犯協会には町のほうから補助をしていると。町から防犯協会に補助して、防犯協会からやってるという感じにしてるんですけども、まあそれぞれ補助はやってます。

あとの公共施設についてはですね、大部分については防犯灯も付いてるかと思います。このグラウンドも見てもらおうとわかるかと思いますが、夜散歩ができるように周りに付いてますし、ある程度は付いてると思いますが、どうしてもやっぱり不足してる場所もあるかもしれません。それについてはそれぞれの担当課がやっぱりきちんと管理をしながらしていくかと思いますが。

○木下委員

そうした場合にね、やっぱり区から協会のほうに申し入れるとか、やっぱりそういったことは大事ということになるですね。例えば公園とか。それから今非常に散歩とか何とかされたいね、そういった中で、女性の方もそういった健康づくりに散歩をされると。それから夕方、昼間はお仕事、勤め、夕方かけてやるとか。そういったことで、防犯灯の設置がお願いできんかという相談等がある場合さ。区がね。区長あたりがそういう協会にお願いするとか。町では余り対応できないというようなことでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

今防犯灯の設置についてはですよ、通学路防犯灯という感じで、区と区の間とかどうしてどちらの区でみないといけないのかわからない区がありますね。そういうところ、通学路子供たちとか夜散歩でもできる場所は町で設置をしています。それはもう区長さんたちがこういうふうでありますのでもし設置をしたいところがあったらしてくださいということで毎年何基か付けています。それについては町で設置をしていますので、あとの維持管理については当然区がしてくださいということで電気料だけ払ってもらっていますので、そういうふうにして防犯灯あたりも町で設置をしておりますので、それぞれのところについてはやっぱり区内のことは私たちにはわかりませんので、区でもらったほうがいいんじゃないかと思っています。

○木下委員

はい、わかりました。

○山口委員

済みません。実績書の38ページ。基金の問題に戻りますが。スポーツ文化振興基金。これは目的基金という説明でしたけど、そこをもう少し文化に対しての目的の説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

はっきりとちょっとこう——条例のほうには載っているんですけども、「スポーツ及び文化団体等の育成、並びに体育及び創造性豊かな芸術文化活動の普及を促進することにより、社会体育及び文化の振興を図るため」という内容で基金を積み立てていくということでございます。

○山口委員

促進ということで、少し私の言うことと考えることと違うんです。実は今年度から昨年にかけてスポーツのほうはわかるんですよ、ある程度チーム組んでしとるし、監督さん指導者がいるんですけど。文化のほうでですね、大浦地区から珠算で九州大会で優勝して、団体、個人あるんですけど、優勝して全国大会に行ったという例があるんですよ。そしてまあ本人の父兄さんたちは大した望はなかったんですけど、同じグループの人たちが全国大会にまで行ってということで、町も何かしてもらおうという目的じゃないんですけど、せっかくだったら何か、一辺は町報に載せてはもらったんですけど。やはりせっかく中学校から長年かけて今なかなか地道なそろばんと珠算ということで全国大会に行ったということでもありますしですね、一辺話企画かどっちかに、企画のほうにか来られたと思うんですけど、坂口県議か誰かね、ちょっと取材してくださいということで。どっちかに相談に行ったという格好で。というのはやはりですね、文化の振興ということもありますので、文化面もせっかくの機会でありますし、今度の例は中学校から高校に行って、高校が地元じゃなかったということで情報も遅かったということもあろうかと思えます。しかしその辺は、区長さんなりほかの民生委員さんたちどっちをするのかしてですね、せっかく全国大会——太良でなかなかこうい

う機会というのものないし、大分努力されたと思うんですけども、その辺の振興ですね。よかったらスポーツだけがちかっと先に振興だけは力がいってるのかなと思います。それで、文化の面もそういうふうな情報収集を中学校なりいろいろな高P連とかしてでもですね、やはり何かせっかくの機会でもありますので、そういうのを個人でせんでやっぱり町のほうから支えてもらうような体制作りをお願いしたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

その件についてはですね、私も委員からお聞きしまして、実はここに来とりません。教育委員関係、教育委員会のほうでこれやっとりますので、またあとだつてその件についてはしてもらえればと思いますけれども。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

歳出：民生費、衛生費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

次に民生費と衛生費で、決算書の 89 ページから 122 ページまで、行政実績報告書では 40 ページから 48 ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

《 民生費の概要説明 》

○健康増進課長（松本 太君）、環境水道課長（土井秀文君）

《 衛生費の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

○木下委員

45 ページの衛生費の前年度に対する 31,819 千円の増加と。主な内容は火葬場、町立病院

の企業会計に繰り出したということですね。それから 47 ページの病院の事業に対する 102,894 千円となつとるわけですが、この 31,000 千円の内訳を教えてくださいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

病院の繰出金が 19,000 千円ほど上がります。

○木下委員

同じく 45 ページの保健衛生総務費の新型インフルエンザの対策経費の 4,993 千円、それと 46 ページの（ス）のインフルエンザの委託料、これはわかるんですが、今町内のこのインフルエンザに対する患者といいますか、そういったものはおわかりでしょうか。どのくらい発生しているか。また状況。対策費のほうが主と思いますが。

○健康増進課長（松本 太君）

太良町の状況ということなんですが、全体的な患者の数はちょっとわかりかねます。ただ、先々週ぐらいから大浦中の子供たちが 3 人とか 4 人とか学級で発生をいたしまして、学級閉鎖をいたしておる状況でございます。先週また多良小学校のほうでも 3 年生が一人、二人ぐらい発生をして、今日も一人発生をしているということで、子供たちが割、十数人ぐらい発症をしているようでございます。大人のほうなんですけれども、きのうまで太良病院のほうからインフルエンザの発症の件数が出てきておりますが、大人のほうは四、五人ぐらいですね。ただ、太良病院しかわかりませんので、ほかの病院にかかれた方がどれくらいおるかというのはちょっとわからなくて思います。それからインフルエンザの委託料だったですかね、これは 65 歳以上の老人で、これは法律で定められておまして、接種をせんばいかんようになつとります。この委託料は佐賀県下広域で契約をいたしまして、どこの病院でも打つてもいいというふうなことでなつとります。ちなみに 20 年度の接種者は 2,013 人ということで 5,686 千円出しております。

○木下委員

大体この今説明を受けた 5,686 千円の内訳、65 歳以上の広域で云々ということですが、これは利用者に対する利用者の負担はおわかりですか。

○健康増進課長（松本 太君）

自己負担の千円でございます。

○木下委員

それから町からマスク等も各家庭に一人当たり 10 枚ですか、配布をされて喜んでいらっしゃるといふことで、また町の配慮に感謝されとるということですが、余り利用度がですね、やっぱり普通我々一般庶民はあれをかけつけとらんもんだからなかなか窮屈かごとしてかけとらさんたいね。そいけん利用度があまり伸びないなど。ここあたりを防止策として、例えばこの防災無線あたりでなるだけマスクをはめろというようなことをいかなもんかなと思っておりますが、その辺お考えはどうでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

ただ今木下委員さんおっしゃったようにマスクを先日配布をいたしたところでも、大分喜んでおられるということで町としても非常に嬉しく思いますけども、利用率が悪いということで、この件につきましてはもう既に数回チラシ等で各戸に配布をいたして、予防に努めてくださいということでしたとります。それとケーブルテレビでもうちのほうから予防に努めるように流しておるところでございます。また、今後感染が非常に拡大すると思われま。また、木下委員おっしゃいましたように防災無線のほうは上司あるいは総務課あたりと相談をしておりますよ、急激な感染等があればいろいろな方策が必要かと思っておりますので、その辺はまた研究をさせていただきたいと思っております。

○平古場委員

関連ですけど、子供の0歳から15歳までを半額にさせていただいたんですけど、ことしと去年の接種の割合ですね。今のところ何人ぐらいの子供が接種してきているか。わかったら教えてください。

○健康増進課長（松本 太君）

インフルエンザの予防接種については10月1日からということで、まだ病院のほうから請求等が参っておりませんので数等はわかりません。ただ、新型インフルエンザと重なったものですから、非常にインフルエンザに対する知識が深まったというかですね、各家庭で接種をしたほうが良いだろうということで、かなりの患者さんが今病院に殺到されているということです。国のほうではワクチンの接種で新型が入ってきたものですから、新型を新たにつくっていると、そういう状況で、今までの季節性のインフルエンザのワクチンも減らさんといかんごたっ状態になりました。通常7割りから8割ぐらいしか今生産ができていないということで、どこの医療機関も足らん足らん状況で、うちまで苦情の電話がかかってくる状態でありまして、例年全くワクチンを打ったことのない人も来ているということをお院のほうから聞いております。ですから人数等ははっきりわかりませんが、1.5倍ぐらいは多分来られると思っております。今子供さんたちも11月の10日とか20日ぐらいにしかある程度入らんということで、予約を受け付けられないで今待っている状況でございます。

○坂口委員

今のインフルエンザの接種に、新型については各自治体によって3千幾らということですが、各自治体によって温度差があると思っておりますけれども、補助をしたりせんやったりとかいろんな状況ですが、その辺についてはもうどがん、例えばこのインフルエンザはどうかしらんとけど老人さんは千円ぐらいということですが、ほかの自治体では新型インフルエンザについてもまちまちでね、千円にしたりとか何とかいろんな対策をされておりますけれども、その辺についてはどのような考えを持たれておりますか。

○健康増進課長（松本 太君）

一応新型インフルエンザのワクチン接種ということで新聞等々で流されとります。11月、

もう既に医療関係者は打っておられます。あと 11 月の 2 日から基礎疾患の小学生の低学年から打っていくということでございますけれども、今坂口委員が言われました接種に対する助成ですかね、助成については、一応佐賀県におきましては生活保護世帯並びに税金非課税世帯だけが今補助の対象になっております。別に町単で補助というともあるんですけども、その辺に関してはまだ上司とも話はいたしておりません。ただ、1,500 円の中学生以下の補助はちょうどことしから始まった経緯もありまして、新型のほうはまだ考えていない状況でございます。

○坂口委員

今各自自治体によってね、県は別として各市町村によってもそういう状況やっけんが、今後その上司とも話とらんということですけども。その部分は別にせろとかじゃなくてね、やはりこういう状況の中で、やっぱり 3 千幾らというのは非常に各世帯にすればもうどうかしたら大変ですし、10 千円以上なってくる。一人 3 千幾らですから。そういう状況の中で、非常に厳しいとじゃなかかなという気がします。その辺はやっぱり町の方針としてですね、町長どのようにやっぱりしていくのがいいのか。まあ今回町長は新しく肺炎やったかにか、あれについては補助をするという格好も言っておられますしですよ、そりゃまあ 70 歳以上ですかね、75 歳以上か。その辺については良い政策を打っておられますのでですよ、その手前の部分のやっぱり非常にそこんにきが皆さんやっぱり打ちとうはあるばってんが、財政的に厳しいところもあったりなんかする部分もあるもんですから、できるできんは別として検討ぐらいはしていただいてもよかとじゃなかかなと思いますけれども。その辺についてはどう考えますか。

○町長（岩島正昭君）

その件につきましては担当課長とも先だって話しておってですね、新型が発生してからではどうしても遅いと。だから場合によっては、今度の 30 日の臨時議会か 12 月の議会で補正の形で皆さんたちにお諮りをしたいというふうな内々の打ち合わせはしております。とにかく冬場になれば今は弱毒と言いますが、今度は強毒になれば大変ですけんね。かかってから予算組みよっちゃもう遅いということで、そういうふうなことで考えとります。

○平古場委員

新型の予防接種は、料金のほうは 6 千円とも 8 千円ともいわれておりますけれども。

○健康増進課長（松本 太君）

1 回目が 3,600 円ですかね。2 回目が 2,500 円ぐらいだと思います。それで 1 回目と 2 回目がですね、この間新聞等に掲載しておりましたけれども、1 回打ったらもう免疫ができるから 2 回目は必要ないとかいろいろ話があつとりますが、結論は出ておりません。ただ、1 回打って様子を見て、それからもう免疫ができるようだったら打たないでいいという、まだ国のほうでも研究段階でございます。

それと先ほど新型インフルの助成関係なんですけど、これ今一応優先接種者が打つとります。

それで全部に行き渡るかがちょっとはっきりわからない状況です。ですからその助成をすとなればですね、まだ研究が必要で、どういうふうなあれですか、県の広域化でしんさるもんやっけんですよ、契約のやり方とか、非常に難しいのが出てきます。受けたあとの領収証で償還払いにするのかとか問題がございますので、まだちょっとその辺は県下の情勢を見ながら調整をしていかと非常に難しいと思いますので、ちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

○見陣委員

実績報告書の42ページ。総合福祉保健センター管理費ですけれど、指定管理料がいろいろ一応努力はされてますけど、管理料が昨年としたら2,000千円ぐらい上がると思うんですけど、この内訳と修繕料ですね。これはどれくらいの金額までこっちですか。その何ていうんですかね、現場がどれくらいするのか、そこら辺をちょっと。わからんでしょうけど、ある程度の線を。2,000千円じゃなかったかな、200千円ですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

総合福祉センターの指定管理委託料。20年度からですね、それまで19年度まではいわゆる保健棟のトレーニング室等のインストラクターさんですね。インストラクターの人件費については健康増進課さんのほうで当初からずっと予算を計上されておりました。そういうことでその分も指定管理者におまかせして指定管理委託料で払いましょうということで、インストラクター1名分の人件費でございます。それから修繕料でございますが、協定の中です、仕様書も含めてですが、1件100千円を超える修繕については町のほうで修繕を修理をするというふうなことで協定を行っておりますので、その分が修繕料として町で支払った額でございます。

○見陣委員

インストラクターで主にどういうことをされているのかですね、ちょっとそれを。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

保健棟のいわゆる健康器具等の部屋がございますが、そこには当然利用者の方の事故防止等もございますので、いわゆるそこに朝から常駐をされてですね、機器の使い方の指導とか、トレーニングの指導、あるいは各一般高齢者等の機能回復訓練等が実施をされておりますので、その指導と。そういうことに当たられとります。

○見陣委員

先ほどの修繕料ですけど、1ヶ所100千円でいえば、もうほとんどこっちでやるという形と思うんですけど、この1,560千円は何ヶ所ぐらいですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

6件でございます。総合福祉保健センターがもう設置をされてから10年近くなりますので、特に設備等がかなり痛んできております。機械室内の真空式の温水ヒーター、これの修繕が154,350円。それから控室内にフレキというのがございます。これがたくさん全部で20個ぐ

らいございます。お風呂の水が冷めると自動的に温度設定してますので、ボイラーを経由して循環をさせて、配水管の距離が長いもんですからそのフレキでモーターでポンプみたいなのがいっぱい付いてまして、それでずっと水をお湯になして送ってあげるというような装置だそうです。そのフレキの修理が2件ですね。それと機械室内の浴槽の水のろ過装置がございしますが、その修理を行ったりします。それが273千円です。それから合併浄化槽のバッキブロー、これの修理が493,500円です。それから浴槽とボイラー間を結ぶ温水循環配管というのがございしますが、点検を含めてその洗浄を行ったりします。主な修理は以上です。

○見陣委員

19年度から導入してますけど、インストラクターさんたちもふやした分考えて、センター側にはどういう効果があったか。行政側にはどういう効果があったか。そこら辺はどうですか。指定管理者にして前と比べて。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えします。

まず、年間の利用者数ですが、18年度が30,388名でした。19年度が33,633名、20年度が42,709名というようなことでですね、利用者さんにつきましては、各種イベントや祭り等の実施をさせていただいてですね、増加傾向に転じております。使用料につきましては横ばいか、若干少なくなったりします。と申しますのが、たくさんの方にまず御来館をいただくというようなことでですね、特に何周年記念で無料開放とか、あるいは敬老の日は老人に限らず利用者については全館無料開放というようなことでですね、年間利用者数はふえております。有料の入館者数はですね、入浴料が高いとか、そういうお話があって、夜がなかなか利用者さんがふえないもんですから、指定管理者さんと協議を行いまして、夜の5時以降の入館料についてはメインはお風呂ですが、100円というようなことで利用をさせていただいたりします。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

行政側の効果はどうですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

きめ細かに指定管理者さんのほうで計画を出していただいていますので、いろんな行事も含めて高齢者のいろんな教室等実施をされておりますので、そういう意味ではサービスも良くなったと。それとあと運営委員会というのを立ち上げていただいておりますので、苦情等があれば速やかに解決をしていただくというようなことで、御意見、苦情等を寄せてですね、利用者の立場に立った運営が行政時代よりもよりきめ細かな福祉のしおさい館のサービスができているんじゃないかと考えたりします。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

今の質問はですね、もちろんしおさい館の指定管理に対する効果は今言われたわけですがけれども、今まで行政が直営でしとった、まあ指定管理になって3年目ですかね、その行政側にはどういう効果が出てきたのかという質問をしております。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

それまで直営でしていたときにはですね、結構契約とか毎月の支払い等々、あと防災消火訓練等々大分事務的にも時間を費やしておりましたが、指定管理に回したことによってそれがなくなりましたので、新たに地域包括センターという係りが一つふえて、町民福祉課のほうで事業をやっておりますが、そちらのほうに人手を割り振るといようなことでですね、地域包括センターの運営がスムーズに行くと。そういうところが行政のほうとしての利点といますか、良かったところではないかと思っております。

○下平委員

100千円を限度として100千円以上はこっちでみますよと、以下は業者でみてくださいという、その線がございますけれどもですね、その査定というのはどなたがやっておられるのか。そこら辺をちょっと。もちろん厳密な査定であろうと思えますけれどもですね、非常に気になる場所であると私は思っております。

それと不法投棄もやっぱり年々終わることなく続くわけですけれども、今回921千円という金額が挙がります。何ヶ所ぐらいなのか。

それと合併浄化槽、これは23基ここに挙がりますけれども、下水道等検討委員会でですね、いわゆる町としての方向性は、小型合併浄化槽でいきますというところまでいっとるわけですね。そこら辺の検討委員会で、ある程度方向性というものが決まっておるわけでありまして、そこの次がなかなかスタートしないということからですね、議員の人たちからもどうなっておるんだという問い合わせがあるわけで、そこら辺について言える分、ひとつ説明をして欲しいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

まず、町民福祉課、総合福祉センターの修繕料の件でございますが、まず故障をしたというようにことで指定管理者から町のほうに連絡がございますので、担当が出かけて行って箇所を見て、あと業者に見積りを徴収をいたしまして、見積額でですね、3社程度から見積りを現場を見ていただいて見積りを徴収して、100千円を超えとか100千円以下だというように判断をさせていただいております。

○環境水道課長（土井秀文君）

不法投棄の回数ですけれども、20年度につきましては18回ほどの収集をお願いしております。

それと合併浄化槽ですけれども、合併浄化槽の検討委員会につきましては、前回ことしの5月やったと思えますけれども実施しております。その中で、一応私たちの案ということで金額を提示しまして、その金額についてはまず次回の検討委員会、その場でほぼ決まるかと思っております。その次回の検討委員会を5月の検討委員会をしました時に、11月か12月ぐらいに次回の検討委員会をお願いしますということで委員会のほうにはお願いしております。それで11月は議会前ですけれども、それぐらいには検討委員会は開けると考えております。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質問者は一問一答で。回数は制限いたしませんので。

○下平委員

見積りについてですね、今3社と言われましたですかね、3社という選択はどういう方、それはもちろん専門家でしょうけれども、町内の方なのか、それともそこら辺のいわゆるちよūdおんさったという人をお願いされとるのか。その辺ちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

設備関係の専門的な修理になりますので、町外の業者さんになります。

○下平委員

それじゃその修繕箇所の部署によって専門的な人を選択をするということですね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

今までの修繕が設備の機械等の故障が主でございますので、その専門業者さんを今まで3社から見積りを取っているところでございます。

○所賀委員

実績報告書の47ページなんですけど、この野犬対策費。見てみますと、野犬捕獲が74頭で、不用犬が36頭とありますが、このお犬様たちはどこに行かれるんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

捕獲犬、それで家庭で飼っておられる不用犬、それをうちのほうに出されました分は、杵藤保健所のほうに全頭出しております。

○所賀委員

先の話になると思うんですけど、火葬場の建設に伴って、ペットの焼却もというような話がありますので、この捕獲した犬とか持ち込まれた不用犬ていうのも、町の火葬場で処分しようというお考えですか。先の話で失礼ですが。

○環境水道課長（土井秀文君）

捕獲犬と不用犬に出される場合は、まだ息をしとりますので、ペットで飼われとって亡くなったというペットだけは受け付けたいとは考えとります。

○所賀委員

それはあくまでも息があるじゅうは保健所に持っていくというふうなことで考えていいですね。

○環境水道課長（土井秀文君）

はい、結構です。

○山口委員

ちょっと済みません。なかなか項目を見ても見当たらないということで。民生費のほうで、扶助費とは思うんですけども、実は以前は、我々1次産業の従事者が中心と思うんですけども、マッサージとかはり・きゅうですね。ああいうとに補助が出てたわけですよ。そし

てその事業のどこにその欄が付いてるのか・・・。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

済みません、質問中ですので私語は慎んでくださいね。

○山口委員

果たして利用者がいないからなのか、まだその事業が続いているのか。その辺から説明を。

○健康増進課長（松本 太君）

はり・きゅうに関しましては、町で補助をしている分は国保特別会計のほうになりますので、決算書では国保の 278 ページに負担金補助及び交付金のところのはり・きゅう施術負担金ということで 100,700 円払っております。どがんですか、国保のとも今よかですか。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

まあせっかくの質問ですので。

○山口委員

というのは何でこうしたかという、なかなか今農繁期で一番海も山も疲れていると思うんですけども、マッサージとかはり・きゅう、今そういう治療をなさる方が少ないんですよ。今太良町にはですね。そういうことで、なかなかやっぱり自分の痛いところ悪いところを治療したいけど該当者がいない、治療者がいないということで、町外に大分の人が出て、助成なしで治療しているのが現状かと思うわけですよ。そうした場合、せっかくこういう予算を組んでいただいていたらですね、どうにかしてやはりこっちが一番良いんですけど、やっぱりこっちにいないとなると町外に出ないといけないということで、その辺の対策ですね、市町村によってちょっと補助の内容ですね、マッサージとかはり・きゅうですけど。太良町の場合は鍼灸だけですか。

○健康増進課長（松本 太君）

はり・きゅうでございます。一応国民健康保険はり、きゅう施術規則でうたっております。その中に、保険者の給付金といたしましては 1 日 1 回につき 1 術 700 円、2 術 900 円となっております。1 術というのははりだけです。2 術ははりもきゅうもすると。これが 900 円助成をいたしとります。それで今山口委員言われましたとおり、太良町に 1 軒あったんですけどもお亡くなりになりまして、今現在その鍼灸院が無いという状況で、今言われたように非常にこういう規則はあるんですが助成を受けられないという状況でございます。うちのほうでもこれはどうしようかと話をずっとしていたんですが、町長ともこの間お話をしたところでございます。できれば鹿島地区なら鹿島、あるいは藤津地区なら藤津地区ということで広げてですね、鍼灸院あたりの許可を出せば出せないことはないということで今研究をしているところでございます。それに合わせてですね、ちょっと鹿島市のほうとも話をいたしまして、鹿島、嬉野、太良で今ちょっと研究をいたしとります。広域で実施できないかということで今要綱の整備等が必要でございますので、早ければ新年度からでもできるんじゃないかと思ってるんですが、この辺もまた町長とあるいは財政当局と話をしながら煮詰めていき

いと思っています。

○山口委員

ということは何でかという、やはり最初言ったように今農繁期、海も山も大分疲れて、この前は偶然ですけども温泉に行ったらこうマッサージをやっていた。そういう助成が効かないということでそれでもやっておられたんですけども。できれば一つのやっぱりこれも医療サービスの一環かなと思うわけですよ。そしてなかなか病院に行って受付をしてじゃなくて、やっぱり働いて夜の暇にちょっと治したいという、1次産業はそういう人が大分多いわけですよ。やっぱり昼間はもったいないから行けないと。そういうことを考えたら、今からが一番そういうのを利用される時期に入るんじゃないかなろうかと思うわけですけど。よかったら早急に何か対策はお願いしたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

一応先ほど申し上げましたように、鍼灸院とか契約が必要になってまいります。それで、その辺を鹿島、嬉野市あたりと話をして、なるべくこう簡単に何とか早くできるようにこの話をしていきたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、いろいろこれもまた研究が必要ですので、これもまたすぐというわけにはいかないと思いますけども、上司と相談してその辺やっていきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

この件についてはまた再度あすまで猶予がございますのでですね、また再度町長とも研究をしながら、これはもう制度があって受けられないという究極の現状ですのでですね、早急な検討をしていただきたいと思っております。

○木下委員

もうおいおい時間も迫ってきておりますが、決算書の96ページのこの民生費をお願いします。老人クラブ活動助成事業費補助金ですけど、昨年からは大分減額になっている状況でございますが、この内容的な説明をひとつ求めたいと思っております。お願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

老人クラブ活動助成事業費補助金1,264,160円の事業内容と事業補助額ですが、単位老人クラブ活動助成金というようなことで、町内各地区に老人クラブが20年度現在で26クラブございます。そちらのほうに均等割が1クラブ22,800円。会員割というようなことで地域老人クラブの会員さん一人当たり180円で計算をいたして、全体に818,160円の補助を行っております。それから単位老人クラブの集合した組織として、太良町に老人クラブ連合会というような組織がございます。そこの老人クラブ連合会の活動促進助成というようなことでですね、シルバー文化祭というのを年に一回実施をしていただいておりますので、その経費というようなことで168千円の助成を行っております。それから老人クラブで実施をしていただいております健康づくり事業というのがございます。その補助金といたしまして、事業の内容ですが、高齢者の料理教室、これが7回実施をしていただいておりますので140千円程度ですね。

それから高齢者短大を毎月第2木曜日の10時15分から実施をしていただいておりますので、その運営経費とか講師の費用とかというようなことで140千円。合わせて280千円の助成を行っております。この3つの事業の合計がこの金額として決算書に挙がっております。

○木下委員

もう内容的にはわかりますがね。昨年は1,364,386円の補助やったですね。ことは今おっしゃるように1,264,160円と。まあ100,226円の減ということですが。しかし、このいろいろな決算資料から見てさ、何でここまでこの老人クラブの活動費が削られたのかと。これは私もそれに関係している状況から、もう総会ごとにはこのクラブの減額あたりを厳しく議会でも相談をしてくれというようなことを言われるものですから、この減額内容。どうして1,000千円そこらから1割程度の減額をなされるのか説明を求めます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

行財政改革プランに基づいて対前年比10パーセントカットというようなことで補助金について定められておりますので、それに基づいて約1割カットをさせていただいております。

○木下委員

そしたら全ての事業に対するこういう補助金は10パーセント減額を全部やっとする。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

原則全ての補助金については1割カットが実施をされているというふうに認識をしております。

○木下委員

町長にこれは御相談ですけど、まあ行革と、これは私も十分認識をしております。そこでね、大事と思いますが、やっぱりこういった老人さんの楽しみであるこういう会合。これがこういうふうにかットかットで行かれると、もうますます衰退するわけ。そいけん例えば婦人会の活動補助にしても一緒。多良なくして大浦だけでやっていらっしゃいますけど、これも行革の一環として10パーセント10パーセント減額をすればさ、なんじゃい切り捨てられよるごとしてね、非常に寂しい想いをさすわけ。そこで私にも強く訴えらすものですから、ちょっとこの辺について町長の御判断を御見解をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

この件につきましてはもう、行財政改革が17年から5年間1割カットというふうなことになつとるわけですよ。だからまあことしで最後だから、やっぱり最小必要限、老人クラブとか婦人会とか食改協等々についてはもうカットするなということですね、今おっしゃるとおりに老人クラブもまあ年金等々も減りまして、どうしても長生きの秘訣はそういうふうにして老人の皆さんたちが寄って会話をし、認知症にならんごとなるべく寄ってくださいというふうなこと進めよる中で、会費もなくなった何もなかならば、もう行かんでいっちょこうなった場合に、果たして認知症になったりなんかして医療費のまた上がるばっかりと、ど

っちが得かということですね。だから最低必要限、これだけはていうとはカットはせずに据え置きで新年度はいきなさいていうことは打ち合わせでもやっとります。そしてそれは私も老人短大でも言われました。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

昼食のため暫時休憩いたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○見陣委員

決算書の 102 ページ。7 の賃金ですね。ケアマネージャー賃金が予算は 3,600 千円ぐらい組んであったと思うんですけど、執行が 1,580 千円。約半額ぐらいになった内訳は何か。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

当初予算では地域包括センターのケアマネージャーさんをもう 1 名増員というようなことで、2 名で当初予算組んどりました。それで鹿島市の職安で募集を行いました。募集がゼロでございました。ということで、そのあと諫早市までエリアを拡大いたしまして、諫早の職安でも募集をかけましたが、最終的にどうしてもケアマネージャーさんを見つけることができずにですね、その 1 名分を執行がなかったということですね、これだけ実績としては 1 名分ということで挙がります。

○見陣委員

それなら 1 名で賄いきれるなら 1 名でいっていいんじゃないかと思うんですけど。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

主な業務としてケアプランの作成というようなことで、ケアプランの申請が 20 年度からうちだけじゃなくて管内、県内大分ふえるだろうというようなことですね、もう 1 名分というようなことで当初予算要求をいたしておりましたが、20 年度の途中ですか、居宅介護の支援事業所にある一定量はケアプランの委託はできるんですが、その件数が多くなったのと、居宅がふえたというようなことですね、その分は居宅支援事業所に委託というようなことですね、今後 1 名増というのは今のところ考えてはおりません。

○見陣委員

わかりました。

○木下委員

決算書の110ページの食生活改善地区組織活動事業委託料ということで628,277円挙がっておるわけですが、この前年度に対する増になつとるこの内訳の説明を求めます。

○健康増進課長（松本 太君）

木下委員さんの質問の食生活改善推進協議会組織活動の実績ですけれども、確かに10千円の増になつとります。20年度も650千円ぐらい挙げとったとですけども、これ実績で628,277円ということで、普及活動とかそれから推進会議、研修会とか、運営関係でたくさんの事業をしていただいとります。この事業の実績ですので、挙げた分はこの講習会等の事業がふえたということでございます。

○坂口委員

この110ページの精神保健相談医師というようなことで、これ年々どういふふうですか、今の状況——我々田舎やっけんあんまりそういうとのふえよるのかどうか知らんとぼってんが。そういう相談はふえてもおかしくはなかなて思いよとぼってん。その辺な、年にそして何回ぐらい相談しよるとかな。

○健康増進課長（松本 太君）

110ページの一番上の精神保健相談医師謝金120千円の件だと思ひますが、これの実績は1回謝金が20千円でございます。6回していただいたということで120千円と。予算的には年に10回分を組んではおるんですが、今回は6回だったということです。相談件数も実際、うちの健康増進課に来ている件数は非常にふえとります。ちょっと様子を見に行ったりしてですね、精神がちょっと異常と言ったらあれですけども、おかしいという周りとかからの話があつて相談件数は確かにふえとりますが、これはその中でもひどいというか危ないというか、そういう人たちをお医者さんに来ていただいて相談を受けるということです。この分は6回と少ないんですけども、うちの相談は結構ふえとります。数はちょっとはつきりわかりませんけれども。

○坂口委員

そいけん相談は多分結構ふえよるかなて気はしよるとぼってん、その相談を受けたあとの対応というかな、そういう人たちはどういふ状況に。まあ、あなたたちの相談である程度こう、その人たちの精神的なことはフォローできよるのか。そのあと再度来られる人あたりがあるのか。その辺についてはどがん。

○健康増進課長（松本 太君）

精神相談については非常に難しい問題でございます。というのが、実は家族が来られるのはよかんですけども、周りの区長さんとか民生委員さんとか隣の人とか来られます。その場合に、その人がちょっと異常があると言われても人権問題がありますので、うちでは動けないんですよ。何か例えば人を傷つけるとか物を壊すとか、何かしたら警察のほうで動いてくださるんですけども。そういうことで、家族がこう来た場合は先生を紹介して相談をしていただくという格好をしよるとですけども、それ以外ははっきり言って動けない状況です。

相談は確かに来られるんですけども。最近ももう民生委員さん、区長さんとか再三来られるんですけども、回りの町民の方が怖がっておられるということでどうにかできないかということなんですけれども、はっきり言って動けない状況が多々あります。よかでしょうか。

○坂口委員

まあよかとばってんが、まあそうした場合、なかなかそのいろんな問題が起きらんぎと警察も介入できんというような状況で、ちょっと言えば野放し状況たいね。野放して言うたらいかんとばってんね。そしてまあ全国にもいろんなそういう野放しの状況のあとで、いろんな事件が起きたあとでいろいろガーガーガーいろいろな問題が出よるとばってんが、やはりその前の処理としてどこまであなたたちも介入できんけんが非常に難しい部分もあろうばってんが、それが起きてしまえばもうどうにもならんわけたいね。実際の話がね。そこでどのくらい例えばあなたたちに相談——幸いにして医者との話し合いができれば幸いばってんが、そののでけん間にいろんな問題が起きた場合の対応というか、あなたたちがちょっと相談を受けて、この人はちょっとあいなというたときの問題見ていろんな感じ方ですよ、例えば警察なら警察沙汰にこういうあいですよという報告ぐらひは、もう連携というかな、その辺の連携あたりはできんのかな。まあ人権問題のあるけん介入できんていえばもうそれまでばってんが。

○健康増進課長（松本 太君）

今言われたように、確かに事件事故があってからでは遅いというのは重々承知をいたしております。警察とも話はこう一つの問題があればするんですけども、警察も全く動けないという状況でちょっとそのままになっているということで、何かのついでのときに様子を見に行ったりちょこちょこはしよつとですけども、なかなか声はかけられんけんですね。おかしかて言いんさったけん来たても言われんけんですよ。そいけんがここは難しか問題で、とにかく区長さんとか民生委員さんたちの相談があった場合は、もうとにかく様子を見とってくださいとしか言われんもんですからそれでお願いしている状況で、肉親がおられてもおたくんと——ちょっとその人がわかっとなさっきよかばってんが、肉親にもおかしかですもんねて言うたらまたこれもちよつと言いくかこのあつとですよ。そいけんがその辺はですね——警察とは一応話をしたりなんかはしよるとというような状況です。

○坂口委員

そいけんあなたたちがおかしかということは、やっぱり地域の区長さんとかなんとかにやはりあの連携というかな、ちょっと見とってくださいとかなんとかその辺の相談あたりをしとってもらえばね、その人たちも少しは気を付けてみたりなんかして、少しは事故防止になるかならんかわからんばってんね。連携だけはとつといてください。

○健康増進課長（松本 太君）

今言われましたように、より一層連携を深めながら注意をしていきたいと思ひます。

○見陣委員

実績報告書の43ページ。(2)の児童福祉費のところ、児童館運営委託料ですね。これちょっと伊福児童館とアカシアと道越の3つでよかとですかね。ここに書いてある児童館3件は。その実態を今現在どういうふうに使われているか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

委員先ほどおっしゃったとおり伊福児童館、油津児童館、大浦児童館の3館でございます。運営委託料というようなことですね、主に運営費に当てております。

○見陣委員

油津と道越は子供をちゃんと運営されてますけども、伊福のほうはどうですかね。使用とか運営の状況とか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

御承知のように伊福の児童館につきましては来館型の児童館というようなことで、当然運営経費についても油津、大浦と比較いたしましたら約半分程度の700千円というようなことで、地域の活動をされとります。伊福地域の児童生徒を対象に研修等の実施をされとります。主な経費の使い道としてはですね。

○見陣委員

前瀬戸の児童館のことで話しがあったとですけど、瀬戸の児童館は今どうなってますかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

瀬戸の児童館につきましては平成16年4月1日から休止状態になつとります。その後平成16年と19年に瀬戸の円満寺さんの総代さんたちからですね、当初お寺さんと門徒さん1名の土地を児童館の敷地というようなことで目的寄付がなされております。そういうことで16年度と19年度に児童館も休止状態であるのでお寺のほうに返していただいけませんでしょうかというような陳情が2回出されております。ということで経過等を調べましたらですね、大体建設当時に児童館としての目的が終了したら返してくださいというその文書というか書き物がどうしても見つからないと。それと当時の議会の議事録も探しましたが、それもありませんでした。というのが、そういったいきさつを議会で当然説明、寄付をいただいて、児童館の土地として使用するというようなことを寄付をいただいとったということで探しましたがありませんでしたので、その書き物が無いのですね、いろいろどうしたほうが良いのかというようなことで考えておりますが、議会のほうにも御相談をしながら、要は今現在、町の財産でございますので、お寺さんのほうは書き物は無いけどそういうことで約束で寄付をしたというふうなお話でございましたので、お寺さんのほうに返していいものかどうか、その辺について議会とも相談をしながらなるべくというか、早く解決をしたいなと考えとります。

○見陣委員

もう何年か経つわけですよ。そいけん建物も一年一年古くなっていくと思うんですよ。今なら建物まで一緒に向こうさんが欲しかて言われるならそのままでやられると思うんです

けど、時間が経てば経つほど建物も壊さにかいかん、危険になるということだと思っんですよ。一日でも早くその話は決着付けて、向こうのほうにお寺さんにやれるものならまあどういふうになるかはわからんですけど、やれるものなら早くやったほうがいいんじゃないかと思っんですけどね。そこら辺一日も早く。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

そういうことで議会のほうで御理解をいただいて、そうなればと思っ तरीますが、今ちょっと遅れた原因といたしましては、お寺さんの土地ともう一つの土地がお寺の門徒さんの土地がございました。そういうことで、お寺さんから来ていただいて、代表相続人の方に承諾というようにことで当時のいきさつを調べていただいたらですね、この児童館の敷地の一部の土地とお寺さんの土地と交換をしてあるというようにことがわかりましたので、そういうことで交換については当時解決済みということですね、お寺さんへの払い下げについては異議がありませんという承諾書をいただくのに大分ちょっと時間がかかりましたが、昨年度20年度にそれをいただきましたので、できれば早めに御相談をして、そういう方向で御理解がいただけるのであれば議決をしていただけるのであれば、そのように元の所有者のほうにお寺さんのほうに返したいなと思っ ています。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

この問題は政治的な決断も必要だろうと思っ ますが、町長どういふうな考えですか。

○町長（岩島正昭君）

これはまず担当課長も申しましたとおりに、当初のいきさつ云々等がないということで、一応町有財産になっ ります。議会に財産処分等々、お互い無償提供等々の財産処分もせにかいかんだろうと思っ ります。冒頭見陣委員さんからもお話があっ たとおりに、当初これは議会は去年ぐらいから出よっ とですけど、解体すれば解体費がいるけんが、もうその家も建っ たまま向こうにやっ たほうがましという答弁をしとっ と思っ ます。早急にそこら付近を今担当課長が言いましたように承諾書もらっ たということでございますから、早急に議会にお話をしながらお寺のほうに——無償でもらっ とって譲渡ていふ形、どういふうな取扱いがいいかちょっと検討させてください。

○下平委員

この児童措置費ですね。これが町外——これはもう委託は自由でしょうけれどもですね、町外に相当預けていらっ しゃるわけですね。その状況の説明をお願いしたいと思っ ますけれども。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

以前は保育所に預けるには町内だけということで限定をされっ りましたが、現在では広域入所ということでですね、極端なことをいいますと、日本全国、北海道まで広域入所というようにことでですね、ほかの保育園に入所が可能になっ ります。これだけ町内の方が町外の保育所に預けていらっ しゃる理由といたしましては、保護者の方ですね、お父さんあるい

はお母さんがその保育園の近所に勤めていると。そういう事情ですね、出勤途中にその園に預けて、帰るときに連れて帰ってくるというようなことですね、全て仕事の関係というようなことでございます。

以上です。

○下平委員

いやそれでね、できれば町内——定員でどうしても入れんということであればどうにもできませんけれども、この御父兄の方たちに相談をしながら、できれば町内に預けたほうが節減といいたいでしょうか、これもできるんじゃないかなというふうな思いがするものですかね。やっぱりこうずっと見ると、それぞれその保育園のあれで金も大分違うし、その辺が気になるわけですよ。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

先ほども申しましたとおりに、それぞれの家庭の事情というものがあろうかと考えとります。町内に預けた場合にはですね、朝早く仕事に行くから園が開いてないとか、迎えに来たときには大体7時ぐらいまでは保育園さん延長保育ということで預かってもらってますが、都合によって遅くなる場合もありますので。職場の近くだったら少し残業しても7時の延長保育の期限までには間に合うというようなことですね、どうしてもそこに預けるしかないという理由もございますので、委員御指摘のとおり保育所の定員によってですね、よそと若干階層にもよりますが、高かったり低かったりはありますが、原則大体同じ保育料ということになっとなりますので、その辺御理解をいただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑を終了いたします。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 24 分 休憩

午後 1 時 34 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

歳出：労働費、農林水産費、商工費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

引き続き、労働費から農林水産業費及び商工費までの、決算書では119ページから146ページまで。行政実績報告書では48ページから56ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績報告書の概要説明を求めます。

○企画商工課長（桑原達彦君）

《 労働費の概要説明 》

○農業委員会事務局長（藤木 修君）、農林水産課長（佐藤慎一君）、建設課長（川崎義秋君）

《 農林水産業費の概要説明 》

○企画商工課長（桑原達彦君）

《 商工費の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○木下委員

実績報告書の 51 ページのこの畜産業についてお尋ねをいたします。繁殖優良牛の 600 千円の内訳と、それからさが畜産自給力強化対策事業補助金はどういうふうな内容の事業とか、そういった面についてお尋ねをいたします。

それから健康の森の指定管理者の管理費が増になつるものの内容の説明と、この 2 点をお願いします。

○農林水産課農政係長（山崎政道君）

先ほどの木下委員さんの御質問ですけど、まず繁殖雌牛優良牛導入事業費補助金の内訳ということですけど、1 頭あたり 40 千円の補助金を出すということで 15 頭分の支出になります。優良牛導入については毎月の競り時に県の優良牛として指定されるものを町内に残すと。もしくは町内で予備検査をしますので、そのときの優良牛であるものを町内の農家が保留をするという場合に 40 千円の補助金を出すというふうになっております。

それからさが畜産自給力強化対策事業補助金ですけど、これは県の事業でですね、県が 3 分の 1、町が 10 分の 1 の負担をいたします。中身ですけど二通りありまして、肥育素牛生産拡大事業というのと自給飼料の増産対策事業というのがあります。肥育素牛生産というのは牛舎、畜舎、それから堆肥舎あたりです。飼料作物というのはロールベアラーという草を巻くとのあつとですけど、そういうものを買ったときの補助として計上されとります。今回のさが畜産自給力強化対策については、多良地区牧野組合、糸岐地区堆肥利用組合、大浦地区の牧野組合ということで、電気牧柵を活用した放牧による牧野組合を二通りつくってもらいまして、それに対する補助対象となったということでこの事業に乗せたというところがございます。それで事業費が 6,704 千円。県補助金がそのうち 2,232 千円、町費が 669 千円というふうな支出内容になつとります。

以上です。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

健康の森の指定管理料の増になった理由ということでございましたので説明をいたします。

当初予算の3,737千円は前年度の予算に対してしとりましたので、その分の実績で19年度分が修繕料とか消耗品を使わなかった分がございましたので、通常はそれを入れて指定管理の委託をするということになつとりますので幾らか増になつとりますといったような状況になつとります。

以上です。

○木下委員

担当の山崎係長からる説明を受けましたけど、もうひとつ関連でお尋ねしたいと思えます。このブリーディング事業の今日の状況ですね。一時生産者と話し合いをするというふうなこともあつとったんですが、急きよ都合で取りやめになつたというような状況でございませうが、今日の状況としてどういふような進展状況かお尋ねをいたします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

この件につきましては一応10月の21日やったですかね、私のほうがいふふうな決算委員会の勉強会をされるということで、今回延期をお願いした理由については御説明をしたと思えますけれども、それ以降今一生懸命稲わら集めに従事されておりますので、それ以後何の進展もございませう。

○下平委員

実績報告書の49ページの中山間地域等直接支払交付金事業ですね、これが5年、トータル10年、今期で最終になりますけれども、今後の考え方としてどういふふうな継続をするとなればなるのか。その辺について説明をお願いしたいと思えます。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

この件につきましては議員ももう既に御存知かと、新聞報道では基本的には継続の前向きな形では検討されるのかなという、こちらのほうでは推察はしとるとですけれどもまだ確定はしておりませうので、今の段階でこうなりますよというのは国の事業として全く先が見えないというのが現状でございませう。

○下平委員

そしたら内容的にはまだ全くないと。今のところ。ということですね。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

委員おっしゃるとおり今の段階でいふ内容になりますよいふメニューですよいふのは全く白紙といふか情報が来ておりませう。

○下平委員

場合によってはどっちにしても先にやるということでありませうとすね、準備等もございませうから向こうのほうにお尋ねをしてみたりなんかしながら早く進めて、先手必勝ということもございませうから、そこら辺も——そしてより自己管理といひませうかね、草払い。これもほんとに今の段階では老人で自分の土地を守っていくという中でね、やっても非常に大変な金なんですよ。ですからできれば今のその広葉樹なんかを中に植えといひて、5年間しませうと

ある程度次にやめたりしてもある程度保護ができるわけ。管理がしやすくなるわけですよ。ですからそこら辺も含めて今後考えていただければなというふうに思うわけです。

○農林水産課農政係長（山崎政道君）

下平委員さん今おっしゃったとおりですね、先ほど課長が申し上げましたとおり、まだ21年度がまだ半分残ってるわけですね、先のことについては一切情報が入って来ておりません。今後どういうふうなやり方というのは、今言われてるように所得補償とかは水稻に限ってということ今やられよるですけど、そのはっきりしたことは全然入って来とらんわけです。それで今後はその広葉樹とかの話になると思いますけれども、まだもう中身については全くもう今から議論の段階ということで、県のほうにも農政局に聞いても全く答えが返ってきません。そういう状況です。

○所賀委員

決算書の142ページを見てみましたら商工振興費ということで4,688千円。実績報告書を見てみますとカッコ書きで商工会というように書いてあります。商工振興費4,688千円の内訳といえますか、内容がわかったら教えていただきたいと思います。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

商工会の振興補助金の内訳につきましてはですね、全体の運営事業、運営費の補助として4,593千円。十夜市全員まつり補助ということで事業費補助という形で95千円の支出をいたしとります。運営費につきましては、全体の事業が53,593千円の予算規模の中の全体の経費の中の運営補助ということで4,593千円という形で支出をいたしております。

○所賀委員

今内訳で全体で4,593千円。十夜市補助で95千円というふうに言われましたが、この十夜市補助95千円というのは、商工会の青年部さんが毎年やっておられることとあります。恐らくこれは商工会さんが素通しで青年部さんのほうに補助としてやっておられるというふうに聞きますが、これはずっと以前から11月の22、23日を目標としてやってこられて、途中文化祭に引っ掛けてやられた経緯があります。またそのあとわけあって11月の末にやっておられますが、太良町十夜市全員まつりですか、という名前でやっておられます。ことしはインフルエンザ等で開催をされるのかどうかまだわかりませんが、この補助金95千円という補助金がことしに限っては県が物産まつりという同時開催をすればということで300千円か400千円ぐらいの補助金があつて何とかやっていけそうだといいことですが、来年に至っては恐らく無理であろうということです。村おこし、町おこしの意味を考えますと、あれだけの人間を動員して町の活性化みたいな感じでずっと頑張ってきておられますので、この95千円という十夜市補助をもう少し考えていただけないかという気持ちがするわけですが、その辺どうでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

団体補助ですので政策的な面があると思いますが、担当課長としてできる分について御答弁いたしたいと思います。

団体補助金については運営補助金と事業費補助金ということで区分すればできるわけですが、担当課としてはできるだけ事業費補助金の形で各種事業に対して補助をしたいというような気持ちを持っておるのが正直なところでございます。運営補助金につきましては、予算全体の中でのどのくらいという基準というのがなかなか難しゅうございますので、時系列的に考えて、その年々の財政とかいろんな団体のその年々の事業とかを相対的に考えて運営補助をもらっているわけですが、十夜市とかそういった事業を具体的に示された上で事業費の補助の形をしていただければですね、全体の補助事業の中でのその割合がふえてく分については結構なことだと担当課では思っております。

以上でございます。

○所賀委員

内部の話では「お前たちが頑張ればそれだけ補助金もらえるくさい」というようなことはありますけど、逆に言うと、人集めするにはお金がないとイベントはできない。例えば猿回しを呼ぶにもお金がいるみたいなことがありますので、動員——本当に皆さん全員まつりですから、太良町の方の一人でも多く来ていただいて楽しんでいただくというのが目的ですので、この辺前向きな姿勢を少しでもいただけたらなと町長と思いますがいかがでしょう。

○町長（岩島正昭君）

確かに太良町は夏まつりとそれから全員まつりがイベント等については一大イベントとして2つありますけどね。これは私も95千円というのはちょっとはっきり言いまして把握しとらんやったわけですが、ことしについてはどういうふうなイベントをやりますよ、来年はというその年度年度で予算要求をしていただいて、100パーセントとはいきませんが、そこら付近も前もってどういうイベントをやりたいからこういうふうな経費がかかりますというふうな予算要求をまずしてもらわんことにはと思います。今までは恐らく95千円ぼってして商工会にやって流れよったと思いますから、もうその年々でいいですからね。なるべく12月が新年度予算査定ですから12月の月までにことしはこういうふうなものをやりたい、経費がこういうふうにかかりますというふうなヒヤリング、予算要求をってもらうように言ってください。

○平古場委員

53ページの(エ)の森林整備担い手育成基金助成事業補助金9,014千円とありますが、この内訳をお願いします。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

今平古場委員さんの質問にお答えをいたします。

森林整備担い手育成基金助成事業補助金、これにつきましては現の基金を使いまして町の

上乘せをいたしまして、事業内容といたしましては作業員さんの社会保険に対する助成、それから資格取得に対する助成等で補助をいたしております。

以上でございます。

○平古場委員

今高校にもこの森林組合のほうから就職の斡旋が来ているということで、大変若い人に森林に対して興味があるということで多かったですよ。その就職したい人がですね。ですからこれは非常に良いことだと思いますので、今後もずっと続けていかれるのか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

これはあくまでも基金事業ということで、県のほうの基金の状況によっては中身が若干その幾らか減額とかいった、今後は可能性があると思いますけれども、ただ一応今のところは今の推移で担い手に対する社会保険料の助成はやっていくということでいただいておりますので、しばらくはこのまま行くと思われまます。

以上でございます。

○所賀委員

済みません。さっきちょっと言いかけたんですけど、十夜市全員まつり。町長の判断もあろうかと思えますけど、インフルエンザを考えてやるのかどうかというふうなその辺の考え方はどうなんでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これは文化祭等々については文化祭連盟の会長は私になつとりますから、ああだこうだと皆さんたちに寄っていただいて、社協についてもしかる、福祉まつり等々については委員さんたちの思慮をお願いして決定をしたわけでございますけれども。これはあくまで十夜市については商工会の青年部主催ですから、私がせろ云々じゃなくて、ただ、町の状況が文化祭も開会式もしないよ、社協についても福祉まつりは中止云々のそこら辺の状況を見ながら判断をしていただきたいと。だから、町が何でもしよるならあれですけども、町もそういうふうな方向付けでいってるもんですから、町に見習って今回はやめますとか、あるいはどういう対策をされるのか。私のほうからせろ、するなてはちょっとですね。言いかねます。

○見陣委員

決算報告書の48ページ。農業費の（エ）一括生前贈与更新取扱件数37件ですね。これの農家の兼業農家、専業農家、その内訳をちょっと教えてもろうてよかですか。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

兼業専業ということでの分類は、資料として持ち合わせておりません。（「わからない」と呼ぶ者あり）はい。

○見陣委員

そしたらここ3年ぐらいでいいですから、その上下の数、件数の動向を教えてもろうてよかですか。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

これは生前一括贈与を以前されて、贈与税の猶予を受けていらっしゃる方が3年に1回更新をしなければいけない、そういう手続きのことなのですが。去年の場合が37件。3年に1回ですから大体年間40件ずつぐらい。今110件ぐらいですかね。全体で。それを3年間で更新をされているというふうな取扱件数でございます。

○見陣委員

そしたら今のはわかりましたけど、今現在ですね、一括生前贈与で前ありよったでしょうが、農業の跡継ぎの方はできますよ。そこら辺は今どうなっていますか。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

今現在は生前一括贈与というやり方は主流ではなくて、使用貸借による貸し借り、そのほうが主流になっています。ほとんど一括贈与はとられていませんですね。一時期これが主流でやっていたもんですから、その分がまだ110件ぐらいは更新するんですね。

○山口委員

同じ48ページなんですけれども、家族協定協議会事業費補助金が60千円となっておりますが、これはどういう内容で、この家族協定の協定を結んだ家族ですね、何軒ぐらいあってこの金額なのか。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

申し上げます。

現在家族協定を締結されてる農家数は133軒。そのうちこの家族協定締結農業者連絡協議会に参加されてる方が98軒です。それで、毎年事業計画を立てられまして、約200千円程度の事業規模で研修等をみんなですべてされていると。その中にうちから20年度に60千円補助を差し上げたということになります。

○所賀委員

144ページをお願いしたいんですが、商工費の委託料というところなんですが、使用料及び賃借料とありますけど、中山キャンプ場の特別と書いてあつとですね、この特別ゴミ収集及び清掃委託料の136,800円。それと区分14番の中山キャンプ場の発電機借上料67,929円とあつとですけど、この2つ、どういった内容なのか。ゴミについては特別という言葉がついととですけど。説明をお願いしたいと思います。

○企画商工課商工観光係長（田中久秋君）

まず中山キャンプ場発電機借上料については、現在キャンプ場には電気が来ておりませんので、開設期間中の電気用に借上げをしている分でございます。

それと委託料の中山キャンプ場等特別ゴミ収集及び清掃委託料については、中山キャンプ場と白浜海水浴場ですね、こちらの分の清掃、ゴミ箱等周辺の清掃を太良クリーンセンターさんのほうをお願いしている分でございます。

以上です。

○所賀委員

上のゴミ収集の分はわかりましたが、下の中山キャンプ場発電機の方ですね、これは中ほどにもあります中山キャンプ場の管理委託料、まあ指定管理者の方だと思いますけど、これには入っとらんわけですか。

○企画商工課商工観光係長（田中久秋君）

中山キャンプ場の指定管理については、今年度から一応お願いしている状況です。20年度につきましてはまだ指定管理を出してなかったもんでですね、開田さんのほうに村長さんとしての管理をお願いしている分で、発電機はまた別でしていたという状況です。

○所賀委員

わかりました。

キャンプ場ですね、4月から今ちょっと約7ヶ月弱ぐらい消化したわけですが、効果といえますか、指定管理者を導入した結果、効果はどういうふうに見ておられますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

指定管理者については21年度から始めさせていただいたというところなんですけれども、一応期間を1月間9月まで延ばしていただいた結果ですね、天候がことしの夏は余り良くなかったんですけれども、延ばしていただいたことで利用状況を見てますと、20年は841名でございましたけれども21年度は940名ということで、約100名の人員の増があつとります。いろんなお客さん等の苦情等についても迅速に処理されてですね、私どもに特に何かあつたりとかはございませんでしたので、初年度としては何とか模索しながらも頑張っていたというふうに思います。

○山口委員

報告書の56ページ。施設の利用状況とこう4ヶ所ありますが、一番下のたらふく館ですね。年間こう利用者がふえてるんですけれど、これに伴う売り上げとか販売額とか、売上額ですね、数字をお願いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

たらふく館の売り上げにつきましては、17年度132,535,549円でございます。18年度が168,903,152円でございます。19年度が219,575,596円でございます。20年度につきましては304,651,918円ということでございます。

以上です。

○山口委員

ということは、これは委託とか使用料をたらふく館から町はもらっていると思うんですよね。そのこれに伴う数字——その年度の使用料、もらっている料金をお願いします。同じ年度、それに対する年度。

○企画商工課長（桑原達彦君）

たらふく館につきましては20年度から指定管理者ということで協定を締結いたしまして、その協定の中で、経常収支利益の2分の1を太良町にいただくという契約を結んどります。20年度については、1,001千円の配分を太良町のほうにいただきとります。「以前は」と呼ぶ者あり)以前はありません。20年度の指定管理者からの約束でございます。21年度につきましては、約その倍の2,000千円程度の配分があるということで今想定をさせていただきとります。

以上でございます。

○山口委員

ちょっと数字が物すごく入り混じると思うんですけど、総額どのくらいの投資をたらふく館に当ててる・・・。

○企画商工課長(桑原達彦君)

トータルはすぐ出せませんが、たらふく館本館の事業費が75,439千円でございます。それと、新しく20年度に建設しましたたらふく館別館が、事業費として46,834千円でございます。あとはその他の付帯工事、ボーリング等いろいろありますけれども、大きく言えばその二つで122,273千円が大体のトータルの事業費だということで御理解をお願いいたします。

○山口委員

そしたらそれに伴う舗装工事、まだ今度整備をずっとやってきたわけですが、防火栓の設置ですね、それまで含めての数字を今わかりますか。

○企画商工課長(桑原達彦君)

個別に申し上げますと、舗装工事、漁師の館の前のほうの舗装工事ですが、この分について4,306千円。これは18年度事業でございます。同じく18年度事業で植木の植栽工事として486千円。19年度が道の駅の太良の駐車場舗装ということで6,500千円。同じく19年度道の駅太良花壇整備工事として1,226千円。それと20年度ですが、先ほどお話しした別館の46,834千円と消火栓工事714千円。ボーリング及び配管工事2,280千円。水道管敷設工事119千円が今までに町費を投入した補助事業といろいろ交付金がありますけれども、それまでがトータルで137,904千円でございます。20年度まででございます。

以上でございます。

○山口委員

はい、わかりました。

○見陣委員

報告書の53ページ。水産業費の①の(ア)ガザミ蓄養試験委託ですかね。これが前年度は2,500千円ぐらいついていたと思うんですけど、この金額が下がったのと、何年度までされるのか。ちょっとそこをまず質問します。

○農林水産課水産係長(川島安人君)

金額が低下した点でございますけども、それについては毎年度、ガザミ打合せ会というのをいたしましてですね、その時にことしの事業はどういう試験をするのかというのを協議します。その時にことしはこういう試験をしたいということでおのこの金額が変わってきますので、一律の金でせんばんていうことではございませんので。そういうことでちょっと平成 20 年度は低下しております。それから一応平成 21 年度までということで今のところ考えとりますけど、ちょっと今試験の状況によりますけど、来年度までする可能性もまだちょっと含ませております。

以上です。

○見陣委員

できればこういうちょっと観光で太良はガザミで売ってますから、できれば何年か結果がはっきり出るまでですね、今どういう結果が出てのかわかりませんが、ちょっと長くやったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、場所はもしやるとしたら今のところでののか、また新しく設定してやるのか。そこら辺を質問します。

○農林水産課水産係長（川島安人君）

試験を長くということでございますけれど、試験ばかりいつまでもしてもどうしようもないことございましてですね、早急にある程度事業化に対する評価をしてから事業をするのかしないのかそれをはっきりさせないということがまず第一の目的でございます。ですからことしでもう見極めがつけばことしでガサってやめる。ことしでよくわからなければ来年までしてちょっともう事業化するのかしないのかというのを判断するというふうな姿勢でございます。

それから場所でございますけど、今のところは事業化する場合においてはですね、今野外試験を行っておりますのり糸状態培養施設の横の漁協の用地のところであるような考え方であります。

以上です。

○見陣委員

そしたら順番がちょっと悪かったですけど、今現在結果はどうか。業者あたりと話してみても。

○農林水産課水産係長（川島安人君）

これが平成 19 年度は何とか褒めてもろうたわけじゃないですけど、まあ何とか商品化できるんじゃないかなという専門家の意見をもらいましたけど、平成 20 年度の結果において食味試験を行っていたんですけど、そのときはちょっと商品化については芳しくないような強い意見がございましてですね、ことしはその改善のためにえさのやり方について大分先ほど言いました打合せ会の席で専門家等の意見を聞いてたくさんやるような試験をことしは計画をしとります。

以上です。

○見陣委員

そしたら場所は、えさだけじゃなくて場所の選定もかなりあるんじゃないかと思うんですよ。結果が出ないということはですね。場所も新しく模索されたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。そこら辺の計画はどうですか。

○農林水産課水産係長（川島安人君）

その辺については一応、まあ打合せ会と申しましてですね、県の試験場の方とか漁協の方とか、太良竹崎かに旅館組合の組合員さんの方とか入ってもらっていろんな意見を教えてもらったりします。ですので、またそのような意見も前出たことは出たんですよ。ですからその辺も事業化に対しては協議していかなばんとかなというところは考えとります。

以上です。

○平古場委員

せっかくガザミの試験をしてもらってますので、湾内に幾らしても同じだと思うんですよ。港の外に少し費用はかかりますけれど、そういった話とかは出ないんですか。

○農林水産課水産係長（川島安人君）

先ほども言いましたように、そういう話はそういう打合せ会の席でもちょっと出ることは出ましたが、現実的に金の問題がありますので、施設の設置費用についてもやっぱり外海ですればそれなりに金がたくさんかかると。収穫とかなんとかの経費。あと維持管理のための経費。そういうのを考えれば採算が合うのか合わないのか。外海ですれば合わないようになったりとか、中ですれば採算が合うとか、そういうふうな検討はこれから煮詰めていかなばんとかなというふうに考えとります。

以上です。

○木下委員

今このガザミの養殖の件でいろいろな意見が出ておりますが、これはもう私も漁業関係をやっとる関係で、大変難しい事業と思います。湾内でやってもね、例えば1回はある程度成功してもえさのカスがどんどんどんどん堆積してね、腐敗の原因になると。そこで、マグロあたりもヤマハがやっとなるように、奄美大島あたりでも70メートルでもある深いところの潮の流れの海峡ですね、あそこには30メートル底に網を張って、そこに養殖をしようと。そうした場合に、えさの腐敗したとがどんどんどんどん流れていくし、そういったことじゃなからんとやっぱり成功はせんごたるですもんね。そいけん今藤井君ていうて大分長年非常に研究してやっとなります。それでもとてもとても町では対応できんだろうというふうな話をしております。例えば竹崎の菖蒲君も施設をつくってやりましたけど、腹が真っ黒になってね、やっぱりそのえさの堆積でもうやめましたけど、そういったようなことで、今湾内ではとても成功率は不可能と私も思います。例えば今度は湾外にした場合に、例えば養殖場というて漁礁をつくるとですね。ああいったところを囲ってそういったところに設備をしてやるとかですね。そういったことになれば潮の流れも良いしさ、ある程度成功すると。しかし、も

うこういう蓄養業というものは今ちょっと大浦近辺では大変盗難とかなんとかで厳しい状況にあるだろうと私は思います。そいけんそういう蓄養業、観光業のためにやったら、年間観光業に対するカニを熊本方面から仕入れるのに補助金を出したほうが私は理想じゃなかろうかと。かえってよ。そういう気がします。カニを買うのに補助金を出すほうが。

以上です。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

私も4月から異動してあんまり偉そうなことは言えませんが、結局需要と供給、このバランスをちゃんと見極めてですね、供給ばかりしても需要がなければという点もあります。それとやっぱり事業主体がどれだけの規模でやられるかというのをこの3年間でですね、試験養殖ですから言われた場所の問題とか、沖につくったときどういうふうになるのかとか、あるいはその水槽で飼ったときの結果とかえさのやり方とか、そういうもの含めて3年間試験養殖をしているということでございますので、御意見は御意見として一応お聞きして参考にして、この協議会で検討していきたいと思っております。

○坂口委員

別に反発するつもりは全くありませんけれども、そういうふうでですね、湾内という非常に厳しい意見もありますし、天草あたりでは湾内であっても十分成功もされておりますしですね、その辺も含めてそれはそれで検討はしていただければと思います。

56 ページの中山キャンプ場の発電機の委託料というようなことで先ほど言われましたけれども、これ年々委託をする場合ならもう買ったほうがましじゃなかかなという気がせんでもなかとですけども。60千円幾らというと、発電機はそがん高かかな。そんない今後何十年かすればほら相当使われる。そがん大きな発電機はいらんとじゃなかかなと思うんですけど。その発電機の委託料を出すぐらいなら買ってやったほうがましじゃなかかなという気がしますけど、その辺についてはどうですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

21年度につきましては指定管理の経費の中に入れてやっています。それで20年度までに毎年リースをしたような形で経費がかさむんじゃないかという御意見ですけども、あくまでもちょっと一ヶ月ぐらいの短期にしか使わない部分ですので、一年間通して利用する分だったら借り上げるということも以前考えたこともありますけれども、あくまでも短期の部分で一ヵ月半ぐらいの期間でしたのでずっとリースをしてきた経緯があります。21年度については指定管理の中に一応リースの形を経費としてみとりますので、あとはどういう形でその経費が使われるかは指定管理者の判断にお任せしたいと思っております。

○坂口委員

今短期やっけんそれこそそのそれでも60千円幾らじゃいかかるというわけでしょ。そがんすっとなら一段きれいにしてとっとけば長くもつとじゃなかかなと。今後指定管理者ずっと続けていくとならよ。その発電機の料金にもよっとばってんが。そこは少し考えればあそこ

はそがん無茶苦茶大きな発電機はいらんで私は思うとぼってんが。それですっぎと買ってやってそれを使ってもろうたが年々60 千円幾ら出すよりかましじゃなかかなて気はするとですけど。その辺の効率あたりを考えるとこう工夫してもらえばなて思うとですけれども。

○企画商工課長（桑原達彦君）

指定管理者の経費の算定の中に今いただいた御意見等を含めて経費の算出について検討をして、22年度に予算の算出をしたいと思います。

以上でございます。

○見陣委員

報告書の55ページ。7の商工費の①の廃止路線代替バス運行費補助金。生活交通路線が国道ですかね。廃止路線代替バスのほうで4,163千円かかっていますけど、これはもう祐徳バスさんのほうに頼まなければいけないのか。太良町で何とかできんものなのか。そこら辺をちょっとお聞きします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

この廃止路線代替バスにつきましては、昭和59年の10月からそれまで祐徳バスさんが路線バスとして運営をされてた竹崎港行きと牛尾呂行き、今実際本町までですけど、そして中山線ということで3路線ですけども、その分が廃止をするということになって、廃止してもらっては交通弱者に対しての救済ができないということで昭和59年から廃止路線代替バスということで祐徳バスさんをお願いをして、県及び町で補助を出して運営をしてきた経緯があります。ですから現実的に輸送人員はトータルで3,741名ということでそう多くはありませんけれども、これと同じ3,741名の方を同じ時間帯で違う形で運営するという点については、これ以上の経費がかかるのではないだろうかということでは、ずっと25年間維持をしてきた経緯があります。じゃあこれについてどうするかということについては、ずっと課題が10年以上近く——始めて25年になりますから、何ら違う代替措置がないかどうかということでは毎年毎年予算要求の段階ではいろんな思案をいたしてはいますが、各市町村同じような悩みを持ってましてですね、どうしても補助金がこの財政が厳しい中、厳しいというのがあるんですね、廃止代替バスをまた廃止するという市町村が出てきております。じゃあその代替をどうするのかということで、いろいろ乗り合いタクシーとかいろいろ模索をしながらされている市町村もありますので、太良町につきましてもその辺を検討しなくてはいかんということでもう10年ぐらいきてますので、じゃあ具体的に何かあるかと言いますと、正直言いましてまだ模索を続けている段階でございます。

以上でございます。

○見陣委員

毎年毎年4,000千円かけて出すなら、これ費用対効果を考えた場合ですね、太良町で20人乗りぐらいのを1台持っても管理費はここまではかからんと思うんですよ。そこら辺の検討というか、費用対効果を含めて検討されたことがあるのかですね。試算のほう。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

4百何万ぐらいかけてするよりも1台の車で町で云々という御指摘でございますけれども、その時刻その時刻にあった路線の時刻表ができております。ですから、1台で全て賄えるというのが現実的には難しいと思います。しかし、御指摘のとおり、その辺を含めて数値等全部検討した経緯があるかといいますと、今の人件費とあるいは車両購入費とあと運営経費等含めたところの具体的な検討は、未だに至ってないというのが現実でございます。

以上でございます。

○見陣委員

まあ費用対効果ならちょっと4,000千円毎年出して効果があるのか、そこら辺もありましようけど、一回そこら辺も検証をしてみてはどうかと思うんですけれども。できるだけ早く検証をしてみてください。

○企画商工課長（桑原達彦君）

ほかの町村もそういうふうな廃止路線代替バスを廃止したというような事例も最近出てきましたので、そういったのも研究もしてですね、もう25年にもなりますので、実態を今まで以上に把握して研究をしていきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

この種の話は議会でも相当長く議論されておりますし、遅々として進まないのが実態——これはいろんな一長一短ありますからですね。しかしながら踏み込んだ考え方をして、やっぱり町民にお示しすべきですよ。自由であればなかとよりあつとがいいんですからね。しかし公的資金で支えているというようなことであれば、本当に不効率なんですよ。ここは走るところはきとっけんよかでしょうけれども。走とらんところは負担をしよるわけですから。そこら辺も含めて検討を急がれるべきだと思います。

○坂口委員

今んとに似たようなことですが、この問題について。例えばあなたたちがバスとか人件費とかそがんとばかり考えるけんが。例えばバスでもそこんにきの小さなね、実際人員の0.何人ぐらいしか乗とらんわけやろ。一路線例えば1回についても。多分0.幾らとかそういう中身の状況やっけん。今後職員あたりでも削減したりなんかせんばいかんような状況の中で、例えばそれに当てるとかね。車でも例えばバスじゃなくても乗用車ででもよかわけたい。ちょっと言えばさ。それがよかか悪かか法的な問題は別としてよ。それについて経費も例えばバスを買えば何百万です。例えばそこんにきの小さな9人乗りじゃい幾らじゃいで十分間に合うようなね、普通車で間に合うような状況やっけんが。そこも含めてそれが法的にできるのかできないのかわからんばってん、そがんとも含めて考えれば相当な経費削減にもつながるとじゃなかなかなて気もせんでもなかとやっけん。もう頭からバスを使うという考え方じゃなくてさ、少しは方向転換を考えながらそういうのも含めて検討していただ

ればと思いますけれども。

○企画商工課長（桑原達彦君）

総合的な観点から検討してまいりたいと思います。

○山口委員

今ちょうど総合的な観点ということでございますが、この廃止路線バスをどうするかというところで関連というのは、三里分校、現に中尾分校はああいうことになったんですけども。なかなか三里分校もどうすることもできない。一つはこの交通網なんですよ。それで判断なかなかできない、あれだけの生徒数で今でもまだ維持せにやいかんということ。ですから、そういうとも含めてやっぱり判断を急いでもらいたいなとこういうふうに思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 46 分 休憩

午後 3 時 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

歳出：土木費、消防費、教育費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

次に、土木費から消防費及び教育費まで、決算書では 145 ページから 188 ページまで。行政実績報告書では 56 ページから 69 ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○建設課長（川崎義秋君）

《 土木費の概要説明 》

○総務課長（岡 靖則君）

《 消防費の概要説明 》

○学校教育課長（川瀬勝芳君）、社会教育課長（高田由夫君）

《 教育費の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○木下委員

予算書の 156 ページ。それから報告書の 59 ページですけど、ちょっとここでお尋ねしたい点がございます。この予算書の消防団員の退職功労金ですね、予算書は消防団員の退職功労金ですか、これが 8,450 千円と。ここには 1,224 千円で挙つとるわけ。

それからもう一つの消防団退職報償金が 9,600 千円と挙がつとるですね。これは決算書には 7,231 千円。この辺どうして違うのか説明を求めたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

退職報償費の報償金の分がですね、決算書でいうと 156 ページですかね。報償費の欄がありますけれども、報償金ということで 7,231 千円。それと先ほど言われた功労金のほうですね、功労金がその下にありますけれども 1,224 千円。さっきの 9,600 千円というのは退職報償金の掛け金です。掛け金ですのでもらう金額と掛け金は違いますので、掛け金については消防団の定数ですけども、功労金と報償金については前年度に退職された方を翌年度に支給するというので、功労金ですので若干違ってきます。かけた分だけ戻ってくるわけじゃなくてですね、19 名退団されましたので、その分の功労金と報奨金です。

○木下委員

この消防の件で幾らか質問があるわけですが、私の考える上には、杵藤広域消防組合に 138,540 千円。これは前はこういった杵藤広域の消防なんかない時代のまま消防の組織が現在 27 部ですか、組織が運営をされているということですね。ここに宮崎の都城あたりに視察に行った時は、この町内に 2 つの消防施設があったと。これはいつでも急患は即座に出動できると。今この状況から見ると、各地区に消防団員が配置されておりますけど、役場にも団員の方がいらっしゃると。そうした場合には、有事のときには自分のところに行って出動すると。そういうときに相当な時間を要するということですね。それから現在の状況として、やっぱり塩田あたりも合併したので今日は 13 部でやとつたと。小長井あたりは今諫早市になったけど、7 部でやとつたと。そういう状況から見ればね、一番大事である身体、人命、財産を守る上では、しかしこの広域常備消防があるけんさ、もう少しこの辺も十分な検討課題と私は思います。やっぱりこれだけの行革の中に、いかにこの消防の出費を見るとき、これは毎年団員の退職もあろうかと思いますが、やっぱり団員 500 名ということで今 4 百何十名が定員としていらっしゃるとは思いますけど、各部署において、団員の報酬といいますか、出動手当て、それから年会費、団員の手当て、そういったものを大体目的では言われんけど、確保するために団員がいらっしゃると。もう出稼ぎで全然対応できない人を団員に入れとるといような感じも見受けます。その辺について何とかこれはこの町の消防組織の見直しというようなことはできないものか。その辺について総務課長。

○総務課長（岡 靖則君）

消防団の再編については今現在 19 年度から 23 年度を目標年度で今合併を推進をしております。先だっても津ノ浦地区と牟田地区の消防団は統合をしましたがけれども、今ほかの部に

についても統合をお願いをしています。これについては行革もありますし、団員の確保というのでもありますので、当然自分たちも努力をしないといけないということでそれぞれ努力をされとります。今のところ一つの部だけの統合になっとなりますけれども、それぞれやっぱり自分たちで努力はされておりますので、それについては私たちも様子を見ながら側面的なところで私たちもそれぞれの区長にも相談に行きました。統合ということについても部落でも話し合いをしてくださいということで話をしています。それと団員の確保、500名の定員をどうするかという問題もありますけれども、今まで山間地区については団員数が少なくていろいろありましたけれども、最近については昨年度は10名の方がいらっしゃいましたけど、ことしては12名ということで、昨年は1分団、2分団、3分団にしか——語弊がありますが山間地区でいえば平地より上ということで山根、中山、大川内、喰場、中尾、大野というのがちょっと私たちが——おかしいでしょうけど山間地区でとらえてますけど、昨年はそれだけしかいませんでしたけれども、今年度については山根、喰場、中山、大川内、大野、中尾、黒金、牛尾呂とですね、第5分団のほうの山間地区も協力をしてくれるということで、できるだけ町民みずからが町内全体に団員を確保して有事の際については協力をしていこうという努力もされておりますので、私たち——ある一方では行革を進めながら定員の見直しというのも考えていかなければいけないし、団員の確保というの町民全体からしてもらわないといかんじゃなかろうかということで今のところは返事はしております。

○木下委員

今総務課長のおっしゃる内容はわかりますが、やはり各部で話し合いを進めていると。それはもう前からこの消防の問題については私たちが提言をしたりしておる関係で、話し合いは当然なされていると思います。これはもう行政区の統合もしかりと思います。やっぱりこの行政のほうでね、例えば大浦地区なら大浦地区、国道を上下に分けて上に2部、下に2部とか、そういう面でもっと組織の強化ですね、今部署ばかりあって団員の確保というのがもう私たちから見て、夏季点検にしてもそういう点検行事にしても、やっぱり団員が不足してるですね。そういうときに不足するということは、普通の有事のときはもっと不足するわけですよ。せいけん例えば今言ったように大浦地区でも私は国道を挟んで上下に2部ずつとか、そのかわり団員をもっと組織を強化すると。30名なら30名。そしていつでも例えば町内におる人とかそういう人たちを団員に入れんぎにゃ出稼ぎする人とか、ここに勤めとらん人を町外に勤めとらん人なんかを団員に入れても私は理にかなわないと思いますがね。それとやっぱり行政でこういうような指導をね、これについての指導をやるべきじゃないかと。恐らく各支部で団組織で話し合いをしても私は統合の前進は見られないという感じはするわけですが、その辺についてどうですか。

○総務課長（岡 靖則君）

消防団だけでしてるんじゃないで、私たち行政も中に入りますので。その再編についてはですね。私たちもだから区長さんにも行って説明をしてる状況ですので。私たちもそう

いうふうに団員の見直しというのも当然しなくちゃいけないということで、私たちの部局内でも話をしながら推進をしている状況です。昼間の団員というのは当然それはもう少ないのが現状だと思います。町外に勤めていらっしゃる方もいらっしゃいますので、住所はこっちにあって昼間は仕事で鹿島に勤めていらっしゃる方もいらっしゃいます。24時間というのがありますので、昼間はどうしても出れないけれども、夜間についてはこっちに帰ってきてからできるという状況もありますので、そこら辺については私たちも昼間おらんけんがこの人はできんよては言われんとは思いますが。そういうのも勘案しながら私たちも消防団の再編というものについては頭の中に入れて推進をしている状況ですので、もうしばらく様子を見ていただきたいと思います。

○木下委員

はい、わかりました。

そこでまあ常時消防、広域消防があるところに近くにもありますけれども、やっぱりそのさっき申し上げましたように、都城あたりにはこの庁舎に部署をもつと。それがもう一番早いというわけですね、その説明を受けてみて。そこで昼間の有事の消防活動ですけど、ここの庁舎に一部でも設けて、ほかの部署をどんどん減らしていくと、もう少し。いうようなこともそういった考え方、町長としていかがですか。この件について。

○町長（岩島正昭君）

この件については、先般議会等でもおっしゃったと思います。庁舎内でそういう組織ができないかと。ということで、よそのそういうふうな団員等々の実態等を今総務課長にも検討せろというふうな指示をしております。それと消防の合併につきましては、元消防団長の秀島さんの場合は、みずから牟田、津ノ浦まで出向いて合併推進をやっていただいとるということで、行政と団長が一体となってこれは推進をせにゃ、部落まかせじゃなかなかまとまらんということで、そこら付近も今後団長等々です、幹部等と一緒に推進行きたいと思っています。

○下平委員

実績報告書の66ページ。文化財保護ですね。これについて、箱崎で遺跡の発掘、そして遺跡報告書を作成したということで挙がっておりますけれども、これ何かそこに発掘できたのかどうか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

伊福のほうのたらふく館の前のございます。これにつきましては、県の土木事務所が事業主体でございます。それで、県のほうで土地交渉が終わられたあとにうちのほうでタッチをしております。全国的に各地域におきまして、こういった文化財が相当出てきておるようですけど、うちのほうでも県のほうで埋蔵文化財地域が今現在75地域指定されております。それであそこが県の遺跡地域に指定されておまして、掘りました結果、ベンガラが主にあってございました。要するに紀元前ちょっとになりますかね、そういった物が出てきて

おりまして、あとは土器関係の破片ばかり出ております。別にその重要な珍しいものは出てきておりません。土器の破片ばかりです。それでこういったものは落とし主に当然お返しをするのが普通ですので、まず警察のほうに届けを出しまして、それからある期間待ちまして、もし落とし主が出なかった場合には、地権者と発見者で折半になつとります。それで県のほうが要らないというようなことですので、うちのほうで保管させていただいております。

以上です。

○下平委員

今大した貴重なものは出なかったという話でございますけれども、ただ、途中で掘削というかそういうのをしよってあんまり何も出ないなというとき、中断というものはできないんですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

委員おっしゃるとおりにまず踏査を行いまして、それから試掘調査をしております。10ヶ所ほど試掘をいたしまして、遺跡が出るよというようなことのでございましたので、本調査をさせていただいております。費用につきましては事業主体が費用を出すようになっておりますので、県のほうでございましたので県がうちのほうに埋蔵文化財の委託契約をうちと交わさせていただいたりします。指導につきましては県の埋蔵文化財の専門員がタッチしております。それでこの件につきましては、平成18と19につきまして伊福城址の試掘調査から本調査をさせていただいております。これも県の土木事務所が事業主体でございますので、全額県のほうから出してもらっております。過去をさかのぼりますと、平成2年度に糸崎川南の遺跡の発掘調査がっております。これにつきましては団体ですので、町とそれから教育委員会ですね、こちらのほうで5,000千円の事業費でございまして、町のほうが3,500千円、地元でございましたほうが1,500千円、これ教育委員会で対応しております、このうち半額を県の補助金で発掘調査をした経緯がございます。

○下平委員

私がお尋ねをしよるとは、県が出そうと町が出そうと金には変わらんわけですよ。ですから試掘をする時点でですね、もう少し正確なやっぱり試掘をせんとですよ、大方出そうだと行って掘ったばってん何も出なかったと。大したことはなかったという結果論になりますがね、無駄だということになるわけですよ。ですからそこら辺をもう少し注意というか向こうも専門家ですから。頑張つて無駄を無くす点ですよ、これはもちろんそこに携わつた方たち、これは無料ではございませんからそこら辺流れたかもわかりませんがね、できるだけやっぱりそういうのを削減をしながらですね、今の民主党じゃございませんけれども無駄を減らしていくというのが今の政府の方針でございますからですね、そういうのも今後はぜひ考えていただいて、やっぱり出先はどこであっても、何回も繰り返しになりますがね、減らしていくと。無駄を減らすということに着目をして欲しいなというふうに思います。

以上です。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

委員おっしゃるとおり相当な経費でございます。この文化財につきましては、文化庁の管轄でございます、壊す場合には記録保存する義務がっておりますので、試掘調査の時点ではある程度出てきますので、記録保存する義務がございますので、なんせ土の中でございますので掘ってみないとわからないというようなことでございます。それでこの件につきましても、うちのほうで専門員もおりません。土器関係で一番詳しい方は、有田町の陶芸館の館長さんですね。全国名が売られた方でございます、土器については相当詳しくございますので、そちらのほうにも見ていただいて、それで記録をとったようなわけでございます。県のほうがこれ実権を握っておりますので、私のほうがちょっとその辺は余り出しゃばったことも言えませんが、気分を害するわけにもいきませんので、県の指示に従っているところでございます。

○下平委員

はい、わかりました。

○坂口委員

今んとて川瀬課長さ、あなたが堀りよつとき、あなたのところに報告があるわけでしょ。私はようわからんとぼってんですよ。例えばここの教育委員会なら教育委員会に報告があって、それをあなたたちが検査員かなんか知らんぼってん、その人たちにするかしないかを判断するとじゃなか。県にあなたたちが報告するわけじゃなかかな。出たか出なかったかというような報告は。あなたのとこで止めれば何も問題なかとじゃなかかなて気はすつとぼってんが。その点はどぎゃん仕組みになつとつとかな。誰にまず一番最初に報告をするのか。そして県に行くのか、どがんすつとか。その辺を教えてくださいな。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

仕組みを申し上げます。まず事業主体のほうで工事をいたしますというようなことで、うちのほうに届出が来ます。それを県のほうの文化課に申請いたします。県のほうから踏査に来られます。要するに地形とかそういったところを見に来られて、県のほうが地域地域の文化財包蔵地というようなことで指定しておりますので、そちらのほうを見て、これは試掘の調査がいるという判断ですね、表面的に黒耀石とか矢じりとかそういった破片がございます。無かった場合、地域指定に入ってなかった場合にはもう踏査だけで結構です。でもあった場合にはですね、地域にあって、そういった破片があれば試掘調査をしますというようなことで県のほうが来て、私たちが掘っていきます。それで、掘ったあと、柱跡ですね、遺構跡ですけど、一番遺構跡がはっきりしているのは柱跡でございます、柱跡があった場合には、ここは昔人間が住んでいた居住地というようなことでございます。そういった場合には本調査をかけられます。要するにそこを破壊する場合には、記録をして保存をします。そのあと工事をいたしまして破壊するようになつとります。

○坂口委員

例えば太良地区にね、試掘ていうかな、例えば我々には全くわからんとぼってんが、どの辺が太良町には何ヶ所ぐらい試掘地区があるのか。遺跡地区かなんか知らんぼってん。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

先ほど申しましたように、今 75 地域がございます。だからその地域に入ってなかったらいいんですけど、どうしても県がここは昔そういったことがあったということで把握しとるもんやっけんですね、そういった状況でございます。

○木下委員

この文化財について 178 ページ、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。埋蔵文化財確認調査専門員という方がいらしゃるわけですが、この方は太良町の人じゃいろね。それと埋蔵文化財確認調査員というのとどういふふうに違うとですか。専門員と調査作業員。この 2 点についてお尋ねします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

賃金のほうは作業員でございまして、現場のほうで作業していただく方の人夫賃でございます。専門員の報酬関係はですね、今うちのほうに大体各市町村こういった専門員がおられますけど、うちには専門員の正職員がおりません。それで臨時というようなことで、委託者でございます。この方はその当時は塩田町でございまして、臨時で雇用しております。県のほうから職員を専門員を入れなさいという相談があってございましたけど、これは 20 年ほど前にあっておったようございまして、うちとあと 2ヶ所か 3ヶ所か専門員が入っていなかった状況でございます。それで今度市町村合併等がございまして、そんなおらなかったところはもう合併して専門員がおる。太良町はいないからぜひ専門員がいるというようなことございまして、相当な経費でございましたので、前町長の指示に基づきまして、嘱託員で 3 年間雇用しております。この方は県の専門員の指示を受けられて、その試掘、本調査の状況を確認し、地図を取り、ずっと調査をしている方でございます。それで出たやつを寸法を測ったり、写真撮ったり、要するに実測等をされる方でございます。

○木下委員

今説明で、塩田のほうから専門員の方を臨時でちょっとお願いしたということで、この 2,400 千円は、その人の一人分ね。それと、この埋蔵調査をやって、らちのあくとのどがんとの出たいろ。宝物の出たいろ。出たならばひとつ教えてください。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

実はこの専門員は、大体大学のほうで考古学等ですね、まず地学、考古学等を勉強された方でございまして・・・。

○木下委員

そがため息ばつかじ、ざっとでよかけん。時間もなかとよ。あんたんとばかりにゃ話はされんけんさ。ざっとでよかけん。宝物のどがんとの出たいろ。もうそしてこれは一人分

の・・・。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

土器の破片でございます。

○木下委員

土器の破片ていうとは、どんくらのとどがんでみんなにわかるごとちょっと教えんしやい。土器の破片ていうたっちゃ、石ころも破片のうち入っとじゃっとな。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

あとだつてこの報告書をつくっておりますので、お渡しして説明にかえさせていいでしょうか。

○木下委員

皆さんそういうことですので。

○見陣委員

決算書の150ページの区分の19。ここに国道207号促進助成と有明海沿岸が2つあります。この負担金がありますけど、これ年何回ぐらい話し合いがあつているのか。そして進捗率はどうなのか。質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

国道207号と有明海沿岸道路の負担金でございますけど、これにつきましては56,100円と下の一つ飛ばした56千円。これが諫早市役所のほうに事務局がある分でございます。会議につきましては幹事会が年2回程度、それと総会があつております。そして要望活動ということですね、佐賀県のほうと長崎県、また、それぞれの国道の管理事務所、福岡の九州地方整備局とか東京のほうに要望活動で五、六回、それぞれ1回ずつですけど、要望活動をそれぞれ行つとります。

進捗状況でございますけど、有明海沿岸道路については、鹿島市から諫早市までの55キロが候補、補正にもちよつとなつておりませんが、この分につきましてはですね、もうずっと以前から要望しているわけでございますけど、なかなかちよつと難しいところがあります。207号の改良につきましては、伊福地区の改良、それと今回江岡地区の歩道の改良を行つてもらひまして、あと本町から陣ノ内までの歩道整備を要望いたしております。改良事業につきましては今言いましたとおり、それぞれ事業は行つてもらひしておりますけど、有明海沿岸道路につきましては先ほど申し上げましたとおり、ちよつと国道207号と広域農道がですね、国道から大体800メートルから1キロ上のほうに平成22年度で完了するというので、県のほうとしてはなかなかまた有明海沿岸道路を新たにということは難しいというような状況であります。

○見陣委員

そしたらもうちよつと湾岸道路あたりはもうできないのかていうことになるんですけど、もうちよつと先はわからないということですか。そしたら負担金とか何とかですね。

○建設課長（川崎義秋君）

有明海沿岸道路につきましては、諫早、太良、鹿島、白石とかですね、それぞれ関係しております。七浦あたりから太良の区間はですね、小長井も含めてですけど、もう国道が海岸線に沿って走っておりますので、まあなかなか難しいということでございますけど、それ以外諫早市につきましては小長井から先とかですね、あと鹿島市のほうは七浦までとかですね、それぞれまだ沿岸道路ということで要望があつとりますので、太良だけそこで抜けるというのちょっといかなものかと思っておりますので、一緒に一体となって要望は行っているところでございます。

○平古場委員

62 ページの学校小学校費のところ、電子黒板の取り組みと書いてありますけど、今度民主党政権になって電子黒板は廃止ということなんですけど、これはもう既に購入されているんですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

これは平成 20 年度で対応した分でございます、21 年度につきましても 6 月補正におきまして補正を通させていただきますので、早速導入しとります。

○平古場委員

何台ぐらい。

○学校教育課学校教育係長（今泉哲也君）

この小学校のまず実績報告書に書いてある分につきましては、佐賀県で 3 台ですね。パナソニックのほうから取り組んではどうかということのうちが手を挙げまして、多良小学校に 1 台、それから大浦中学校に 1 台ということでですね、モデル的にうちが導入をしました。平成 21 年度ですね、今電子黒板で話題になっておりますけれども、私たちも心配をしておりましたけれども、6 月補正で要望しとった分についてはオッケーが outcome しまして、各学校に 3 台ずつ配置をするようにしております。大浦中学校については県のモデル事業で手を挙げまして、7 台買うようにしとります。大浦中学校は国から直で全額みてもらうということで購入しとります。

○平古場委員

1 台どのくらいするのですか。

○学校教育課学校教育係長（今泉哲也君）

一体型になっているやつは 1 台約 700 千円します。プロジェクターから映すやつは 1 台 200 千円程度ということで差はありますけれども、一長一短あってですね、テレビにもなると。50 インチの一体型はですね。テレビにもなって、いわゆるパソコンの画面が 50 インチの画面で操作ができてですね、いわゆるパソコンの画面がそのまま大きい画面で操作をしてですね、いろんな教材を扱えるということになっております。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

21年度で全部で15台の予定をしております。

○見陣委員

事業報告書の63ページに中尾分校閉校事業委託料とあります。これこのあとの取り扱いについてどういうふうな動きがあつてるのか、今現在どういうふうになっているのか質問します。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

これにつきましては昨年、地域の方の中尾分校の恩は山よりも高く海よりも深いというようなことで、地域の方が一生懸命になられまして、大変削減されまして、安い経費で終わっているところでごさいます、その後でごさいますけど、地域の方で今一生懸命考えておられます。いろんなやつを検討されておるようですけど、ちょっとまだこれといったことが決まっております。ただ、このあとの維持管理でごさいますけど、ちょっと地域の区長さん、PTA様たちと一緒にまた協議をさせていただきたいなとは思っております。

○見陣委員

午前中も瀬戸のことを言ったんですけど、やっぱりどんどんどんどん話を進めてもらわないと経費もかかるし、電気料云々かんぬんといろいろありましようけど、早急に中尾地区の人と話し合つて答えを出して、どうするかということを決めてもらったほうが、町のほうとしても都合がいいんじゃないかと思うんですよ。どうですかね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

先ほど申しましたように非常に難しい。新聞等を御覧いただいていると思いますが、全国的に農業体験施設とか交通便が良いところは直売所とか、図書館とか、いろんな各地域でされておられるようですけど、なんせ収入がうまく入ってこないと経費の面もでけんもんですよ、そこら辺が非常にこうネックかなと思っております。佐賀から福岡に行くようなあんな大きな道のそばであればですね、それなりの収入支出面でええとこいくかとは思つてはおりますけど、ちょっとその辺、地域の方と協議をさせていただきます。

○見陣委員

特に中尾分校で何か事業をしてもうけてくださいとか、そういうことじゃないんですよ。取り扱いをどうしますかと。壊すか、中尾地区の方に移譲するのか、町で管理をするのか。そこら辺だと思つてすよ。最初考えるのはですね。その施設を使って収入を得るとかそういう問題を言つてるんじゃないんですよ。取り扱いの問題ですね。どう考えておられるのか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

まあちょっとこれは私個人的に考えておりますのは、ちょっと壊すのはですね、今まであそこで卒業された方たち地域にいらっしゃいますし、シンボルですので、非常に痛々しいことはできないと思つております。できましたら最小限地域の方で管理をしていただいて、昔の思い出等を消さないようにしていただけたらなと思つております。

○見陣委員

早急にそこらあたりの話し合いを中尾地区の方としていただきましたと思います。

○町長（岩島正昭君）

この中尾分校につきましてはですね、当然校舎等も古うございますし、まず私の考えでは、部落の方とも協議をせにゃいかんですけども、校舎の分については町で取り壊して、体育館はそのまま置いといて、校舎の跡地はグラウンドにきれいに整備をしてやる。区ですよ、大野、中尾地区のレクリエーション施設というふうな形で維持管理をしていただければというふうに思っております。校舎等々については、あそこは1回修理等をしましたけれども、そのまま残って事故等々が台風とか来た場合が大変だから、体育館はまあまあよく金をかけて割ととるもんですから、室内競技、あるいは天気の良いときは、グラウンド等々で部落のレクリエーション等々で大いに利用していただければというような考えは持っております。

○平古場委員

69 ページの学校給食のことでお尋ねをしたいんですけど。アレルギーの子供がいると思いますが、給食は別のメニューでされている子供が何人おられるかお尋ねします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

委員おっしゃるとおり、アレルギーの子供たちが年々ふえているという状況は全国的にというふうなことで、統計が出ております。ちょっと私のほうで今現在把握しておりませんが、前年は5名やったですかね。特別食をつくらんといかんもんですからね、どうしてもそちらのほうに手がかかる状況でございます。今後ますますこういった方たちがふえた場合ですよ、何らかの手を、まあ調理師の方をふやすとかですね、一人一人違うもんですから手がいきますので。今のところはある程度対応できる状況です。

○平古場委員

そういった子供は、1年生からちゃんとわかってるんですかね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

学校のほうから指示がきますので、それに基づきまして栄養士が献立を別メニューでつくっております。

○平古場委員

何年毎にか体質を先生に見直していただくという、そういうことは保護者の方とはお話しはされてない——体質が変わることがあるんですよ。アレルギー体質だった人がちょっと変わってきたというのがですね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

それはもうドクターのほうでそういったことで診断されますので、それに基づきましてですね、栄養士のほうで献立をしております。

○坂口委員

耐震についてちょっと聞いたかとですけども、耐震は多分全校されてると思いますけれども、大浦小学校の一番手前の棟ですかね。当時7・8災害ですか。あのあとにできた分の

校舎についてどのような耐震を下されたのか。まずお聞きしたかと思うんですけど。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

大浦小学校の管理棟の件でございますけど、耐震の結果が出ておりますので申し上げます。校舎の築年、耐震の診断の調査結果ですね、総合的に検討された結果が、改築が望ましいという結果が出ております。

○坂口委員

改築が望ましいということは、当初災害で校舎が必要だったということで非常にばたばたとつくって、当時はまず、生徒を入れんといかんというような状況の中で、ばたばたとつくっているような多分状況じゃなかかなど。それで改築が望ましいという結果が出たというようなことでしょうかけれども、そこも含めてね、やはり多分いろんな問題が出て、それを例えば耐震しよれば相当な強度にしゅうでちやかかると思うわけね。そういうとも含めて例えば今後の学級減とかなんとも含めてですよ、もう例えばそれを壊して今の施設で十分間に合うのか。それとも今後含めて将来的にいろいろ議論されておりますけれども、小中併設をどちらにするのかも含めて少しはこの問題で検討されたことがあるのかどうか。まず教えてください。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

今委員言われますように子供の減少ですので、この管理棟を全部撤廃した場合には、今の児童数の面積、必要面積足りませんので、今現在でいきますと千平米ぐらいの面積が必要でございます。今後10年先を見通した場合がですよ、そこら辺が非常に難しい問題でございますので、学校環境整備検討委員会という組織がございますので、そちらのほうで今資料をつくってまいりますので、来月会議を開催する予定にしております。

○坂口委員

特に建て直しがベターというようなことの結果が出るとるわけね。それを改修しようとしてもそういうふうで多分耐震しきれんとじゃなかかなど。相当な金がかかってね、普通の耐震とちょっと違って相当な金がかかるというような状況の中でね、あなたたちはそこんにきは真剣に町長含め教育委員会含めさ、どがんするか考えんぎと。これほんない何かあったとき、これがまたあなたたち耐震をしようと思うとるのか。そこをまず教えて。今の状況中でつくったほうが望ましいという校舎あたりを、雑にできてる校舎を耐震しようと思うとるのか、どうしようと思うとるのか。

○教育長（陣内碩泰君）

太良町全体の校舎にかかる耐震補強工事というものについては年次計画をやったところですがけれども。特殊な例ですね、この大浦小学校の校舎についてはですね、耐震診断結果というのがなかなか出なかったんですよ。それで、どういうふうに耐震診断が出てくるかですね、それを待って今後のことを検討しなくちゃいかんと。7月ぐらいになってやっと耐震診断結果が出たというような状況でございましたので、その結果を受けてですね、外部の検討

委員会というものを設けておりますので、そこらで資料を提供しながら今後の将来にわたる見通しをつけながらどうするのかですね。そこらあたりもお話を受けながら、あるいはもちろん町長さんとも御指導を受けながら、そこらあたり決めていきたいと。もちろんその経緯の中では議員さんともお話し合いをさせていただきながら、早急にこの問題については結論を出すべきではないかなと思って、今鋭意調査研究を進めているところでございます。

○坂口委員

早急にというようなことですので、あんまりひどくも言われんとですけど、実際言うてね、普通なら耐震結果が出とつとやっけん耐震補強をするわけですね。例えば。あいどんこの結果が余りにも粗雑過ぎて悪いというようなことでね、補強もでけん。どっちがいいかというようなところですよ、これ被害があった場合はそれなりの責任を負わんといかん立場にあるわけやっけんが、補強するとでもあの校舎は相当な補強になってくると思うわけですね。そこを含めて早めに対応をせんとですよ、ほかのところはぼんぼんぼん耐震でやっていったと。あいどんここだけはやっぱりいろんな検討をせんといかん中でどうするのか、将来的に小中も含めて早めに結論を出すことが結果的によか結果じゃないかと。残りの施設も含めてですよ。ぜひこれは本当に早い時期にね、いろいろ間を置かんで、普通は地震はなかくは思っばってんがさ、いつ起きるかわからん中やっけんですのでですよ、早急に町長はじめ執行部、そしてまたそういう検討委員会含めて検討して、早めに方向性をぜひしていただきたいと思えます。

○町長（岩島正昭君）

まず耐震結果で先ほど来から報告ありましておりに、望ましいという解釈ですよ。だから解体しても新たにつくれという解答か、あるいは今委員おっしゃるとおりに耐震の補強をするのかと。望ましいとは補強ができないから望ましいと言いよつとやろうもんと。それならば解体して撤去して新しくつくる場合の補助は認めるとかということで、県にそこんたいはぴしゃつと方向付けをせんかいというふうなことで協議をやつとります。もし新しくつくれた場合は、今の3階建ては絶対必要かということで今協議しよつたとですけど、2階建てでもちょうど足ると。とかというふうなことまで内々では協議をしとつとですよ。そいけん早急に県の見解を突っ込んだ見解を出せというふうなことを今打ち合わせの中で言つとります。

○学校教育課学校教育係長（今泉哲也君）

先ほど町長も申しましたけれども、一応そういう補助の5ヶ年計画ということで、補助のかさ上げ等もあっておりましてですね、うちの校舎がその補助のかさ上げ等に該当するのかということで県にも強く言ったんですけども、コンクリート強度とI S Eとって耐力度があるんでけれども、I S Eは0.3下回っているけれどもコンクリート強度があるということで、補助の対象には、かさ上げの対象にはならないということで言われて、従来の3分の1という補助になります。その辺も含めてもう少しプラスするとか慎重に考えて、クラスも減

少しておりますので、そこら辺県にも補助率等のかさ上げ等も認めてできないのかと強く言ったんですけれども、それが今の状況では認められないということで従来の3分の1だということですね、その辺をもう少し研究してですね、プラス2階建てとかもう少し規模を小さくしてとかですね、その辺を早急に資料を提供して検討したいということだと思います。

○坂口委員

今話を聞きよればね、それはそれで検討すると。あいどん町長の答弁ですよ、3階建てを2階建てでつくるという、例えばそういうつくるという考え方なら、その場所につくるというようなことになってくるわけね。それなら今まで言った生徒数の減少とかなんとかを考えてね、教育長、前の町長含めて統合の問題も出てきたわけですよ。そうしたときこれをつくってしまえば統合も何もなかわけね、はっきり言うてね。これを新しくしたときは統合の問題はそこで立ち消えになるわけ。それなら我々皆さんが体育館あたりをつくったときに説明した、いずれここに統合するというようなことの話はうち消えになってしまいたい。それならそこんにきの問題はどがんなとかな。どがんそこは教育長考えるですか。最終的には目標的にはそうしたかというあなたたちの答弁に対して、そこに新しいものをつくってしまうてなってくるぎと、それは将来的には全く加わらじ、もうこれ一ヶ所ずつもつということになってしまうんじゃないかなと私は考えるとばってん。

○教育長（陣内碩泰君）

ここで詳細をお話しするということはできないと思いますけれども、そういうことも将来のことも含めて、あるいは統合した場合にはどういうふうな使い方があるのかと、そういうことも含めて校舎の構造等についても研究をした上で御提案をすると。そういうような話はしておるところでございます。ですからおっしゃるようになりますね——しかし現実として改築ということになれば、現実としてそこに生徒がおるわけですから、10年間ぐらい今の状況の中にあるわけですので、そういう状況の中ですね、校舎が足りないという状況ではとてもじゃないけどやっていけない。とりあえずそこに生徒がおるのであればやっぱりそこに校舎をつくってやる、つくらんといかんということはあると。しかし今おっしゃるようになりますね、将来的にはよいよ生徒数が少なくなった状況のときには、小中学校併設という形のことも考えているんだというようなことも前町長さんたちも言ってこられたわけでございますので、しかしそういうことも含めて調査研究をさせてもらっているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○坂口委員

いやいやそいけん生徒がおるて言うとならね、将来のことを考えれば別にそこに2階建てじゃなくてそりゃ3階建てでも4階建てでも広く取ってでもね、例えば1ヶ所で1年生から6年生までおさめる可能性もできるわけやっけんがさ。壊してしもうてでもよかて、最終的にはよ。私は考えるわけ。今1棟なくなったけん教室が足らんとということでしょ。耐震で新しくなるて。それなら将来のことを考えれば、その新しか部分をあっちに持って行って、そ

ここに許容量のある、ある程度将来を見込んだ教室等も含めてですよ。どうせ中学校も減ってくる、小学校もどんどん減ってくる。そういう中で、そこに一つ例えば2階建てでよかとは3階建てでも例えばつくってね、そこに併設をする。将来的な構想はばってできるわけたいね。無駄をせんで。例えばさ。そぎゃんとも含めてやっぱり考えてくださいよ。

○教育長（陣内碩泰君）

はい。そういうことも含めて検討をさせていただきます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ちょっと待ってください。この問題はですね、やっぱり中学校の屋内体育館ですかね、あそこをつくる時に、将来少子化に対応するためにどうするのかということで、今坂口委員言われるようにね、将来あそこに小学校を持ってくると。併設すると。じゃあいいだろうということで我々は最終的に決断をしたわけですよ。それで今回小学校に新たにつくるということになると、全く基本路線がなっとらんと。基本路線をどうするのかというのをもう少しあなたたちが頭脳労働者ですから、早急に——皆さんに皆さんにじゃなくて、どこでもやっぱり適正規模適正配置というのはね、執行部が方向を出しとるんですよ。そしてそれで住民に理解を求めて進めていると。そして行程表をつくってね、いつ何時いつどういう時期にこうこうするんだという行程表ができとるんですよ。私どもの中尾分校の閉校もありましたけれども、まだ分校も三里分校も残っとります。これは地元は必ず反対ですよ。しかしやっぱり教育上どうなのかということ切々と説きながら再編統合というのをやっておられる。それは並々ならぬ努力をされとりますよ。そういったことで太良町はそういったことについてはまだなかなか遅々として進まない。これは理由は何なのかというのは非常に我々も何というんですか、かゆいところに手が届かないというかね、そういった思いは議会側としてしとるわけですからね。早めにそういった結論を方向だけは示すべきですよ。どうですかその辺は。これはもう何回となく議会もいろんな機会をとらえてやっとります。我々も何回となく研修にも行ってですね、先進地視察もしておりますよ。

○教育長（陣内碩泰君）

おっしゃることはよくわかるんですけどもね、私たちもそういう議会との話の中でも総務常任委員さんたちとの話の中にもぜひそういうふうな早く将来展望を描けということでございましたので、まずもってその外部の方に入っていただいでですね、教育環境整備検討委員会というのを立ち上げて会議もしておりますので、次の段階としてこの耐震結果も出たことだし、それも含めて早急にまた次の会議を開きたいというふうに進めておりますので。決して怠慢をしているつもりじゃ毛頭ございませんのでですね。御承知置きを願いたいと思います。

○木下委員

この学校給食についてちょっとお尋ねしたいと思います。186 ページの給食センター調理員等の賃金が14,523千円。去年より40千円ほどアップしております。それと給食センター

の管理費とか備品も必需品ということに思いますが、この給食センターの調理員の人数は何人ぐらいいらっしゃいますか。

それから現在小学校の給食費、月にですね、それと中学生の給食費、月、説明をお願いします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

調理員の数は9名でございます。

それから給食費の件ですが、先ほど申しましたように小学校3,700円。月額。中学校は4,300円でございます。平成20年度から変更させていただいております。

○木下委員

そこでね、19年度よりも40千円も給食の調理員の給料が上がったと。生徒は減っていくのに調理員のほうは9名で絶対必要なものなのかですよ。大体この町から持ち出しが給食センターに15,000千円ぐらい出とるですね。毎年。それと今言ったように、この調理員、生徒は減つとるのにこの賃金等はアップするというのに疑問をするわけですが、これだけ行革で、生徒がいなければ当然これに携わる人が減るのが筋のような感じがするわけですよ。その辺ちょっと見解を求めます。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

先ほど平古場委員の質問にお答えしましたように、アレルギーの子供も出ておりますので、その分特別な食事をつくらんといかんもんでですよ、そういった面もあります。一つが学期学期の給食が終わったあとの掃除、始まる前の掃除ですね、そういったものも加わっておりますので、この金額につきましては年度年度で上がったり下がったりしている状況でございます。9名おりますので、1日出れば60千円ばかり上がりますので、1日余分に出たり出なくてよかった——掃除関係もございますので、そこら辺で変動あります。

○木下委員

それはそれとして、この給食費の未集金が大体52年からここに挙がるつとるわけですね。まあ1件1件と。こういったものの幾らかでも徴収はできないものか、またどういった対応対策等をされているのか。今後の取り組みも含めて答弁を求めたいと思います。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

給食費の徴収につきましては努力はしておるつもりですけど、昨年はお褒めの言葉をいただいております。今年度は20年度が4件未納になつとります。15年度分を1件徴収しております、17年度分を完納というようなことになつとりますので、その表は19年度と17年度が例になっていると思います。そういったことでこつこつと徴収に励んでおるところでございます。

○木下委員

まず褒めるべきは褒めんばいかんやったですけどね、あなたがおっしゃるように19年度はゼロというようなここに資料が出とるわけですね。17年度と。過年度分たいね。過年度分に

対する徴収方法をどのように現在なされているか。また今後どのような対策対応をされていく考えか、その辺の決意をお願いします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

現年度をまず中心に完納を目指しておるところでございますけど、過年度分につきましても電話なり督促をお出ししておりますけど、相当年数の前がですよ、ちょっと厳しい状況でございます。これにつきましては給食運営委員会の総会におきましても議題として出させていただいて、協議をしまいいつとります。平成19やったですかね、死亡者と行方不明の方ですね、これの分は総会におきまして不納欠損処分というようなことで全員一致で可決しておりますので、今後につきましても総会におきまして、今後の方針なりいろんなやつも総会のほうにお諮りしていきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

この辺で質疑を打ち切ります。

審査の途中ですが、本日はこの辺にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会いたします。

午後4時28分 延会